

平成十三年厚生労働省令第一号

厚生労働省組織規則  
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二条）の規定に基づき、並びに厚生労働省設置法及び厚生労働省組織令を実施するため、厚生労働省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省
第一節 内部部局
第一款 大臣官房（第一条～第九条）
第二款 医政局（第十一条～第十八条）
第三款 健康・生活衛生局（第十九条～第二十三条の五）
第四款 医薬局（第二十四条～第二十九条の二）
第五款 労働基準局（第三十条～第四十条）
第六款 職業安定局（第四十一条～第四十八条）
第七款 雇用環境・均等局（第四十九条～第五十七条）
第八款 社会・援護局（第五十八条～第六十五条）
第九款 老健局（第六十六条～第六十六条の二）
第十款 保険局（第六十七条～第七十一条）
第十一款 年金局（第七十二条～第七十三条の三）
第十二款 人材開発統括官（第七十三条の四）
第十三款 政策統括官（第七十四条～第七十五条）
第二節 施設等機関
第一款 検疫所（第七十六条～第一百二十四条）
第二款 削除
第三款 国立ハンセン病療養所（第四百七十四条～第四百九十四条）
第四款 国立医薬品食品衛生研究所（第四百九十五条～第五百三十五条）
第五款 国立保健医療科学院（第五百三十一条～第五百六十条）

第六款 地方支分部局
第一款 地方厚生局（第七百五十五条の二～第七百五十七条）
第二款 都道府県労働局（第七百五十八条～第七百九十四条）
第三款 中央労働委員会事務局（第七百九十五条～第七百九十八条）
第四款 雜則（第八百条～第八百一条）
附則
第一章 本省
第一節 内部部局
第一款 大臣官房
（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官）
第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。
第二款 審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。
第三款 地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けたて、地域における保健福祉施策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、地域における保健福祉施策に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
第四款 国際保健福祉交渉官は、命を受けて、国際保健福祉分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際保健福祉分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
第五款 国際労働交渉官は、命を受けて、国際労働分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに協議等を行うことにより、国際労働分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
第六款 法務専門官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する訴訟に関する事務（他局並びに人材開発統括官及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）を行う。
第七款 法務専門官は、検察官をもつて充てる。
第八款 法務専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
一 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一的かつ適正な処理に関する事務（訴訟官の所掌に属するものを除く。）
二 厚生労働省の所掌事務に関する法定化された事務に関する必要な助言その他の援助に関する事務。
三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
四 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八条）第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関する事務。
五 恩給に関する連絡事務に関する事務。

（人事調査官、調査官及び人事企画官）
第二条 人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。
第三条 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
第四条 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。
第五条 人事企画官は、命を受けて、職員の人事の制度に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（人事調査官、調査官及び人事企画官）
第二条 人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。
第三条 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
第四条 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。
第五条 人事企画官は、命を受けて、職員の人事の制度に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（人事調査官、調査官及び人事企画官）
第二条 人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。
第三条 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
第四条 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。
第五条 人事企画官は、命を受けて、職員の人事の制度に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。





4 労働保険専門調査官は、命を受けて、労働保険審査会が行う審理に関する事務で調査その他専門的事項に係るものを行う。

5 主任労働保険専門調査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び労働保険専門調査官の行う事務の調整に当たる。

(労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)

**第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。**

2 労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務（医療労働企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

4 医療労働企画官は、命を受けて、医療の提供に係る業務その他の医療の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

5 過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(過重労働特別対策室並びに調査官並びに中央労働基準監察監督官及び主任中央労働基準監察監督官)

**第三十一条** 監督課に、過重労働特別対策室並びに調査官一人並びに中央労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置く。

2 過重労働特別対策室は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に関する事務をつかさどる。

3 過重労働特別対策室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、監督課の所掌事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

5 中央労働基準監察監督官は、命を受けて、都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務（労災管理課の所掌に属するものを除く。）を行う。

6 主任中央労働基準監察監督官は、命を受けた、前項の事務を行い、及び中央労働基準監察監督官の行う事務の調整に当たる。

**(中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官)**

**第三十一条の三** 賃金課に、中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官それぞれ一人を置く。

2 中央賃金指導官は、命を受けて、賃金に関する専門知識についての都道府県労働局の職員への指導及び都道府県労働局相互間の調整に関する事務を行う。

3 主任中央賃金指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央賃金指導官の行う事務の調整に当たる。

(労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官)

**第三十二条** 労災管理課に、労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。

2 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

3 労災保険財政数理室に、室長を置く。

4 建設石綿給付金認定等業務室は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する給付金等に係る権利の認定等に関する事務をつかさどる。

5 建設石綿給付金認定等業務室に、室長を置く。

6 中央労災補償監察官は、命を受けて、都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

7 主任中央労災補償監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労災補償監察官の行う事務の調整に当たる。

(労働保険徴収業務室)

**第三十三条** 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3 労働保険徴収業務室に、室長を置く。  
(職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官)

第三十四条 捜査課に、職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官一人を置く。

2 職業病認定対策室は、職業性疾患に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。

3 職業病認定対策室に、室長を置く。

4 労災保険審理室は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償、労働者災害補償保険及び石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金に係る不服申立て及び訴訟に関する事務をつかさどる。

5 労災保険審理室に、室長を置く。

調査官は、命を受けて、労働基準法の規定による災害補償の実施、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。  
(建設安全対策室)

第三十六条 計画課に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。  
(建設安全対策室)

第三十七条 安全課に、建設安全対策室を置く。

2 建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項の規定による計画の届出に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、建設業に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

3	建設安全対策室に、室長を置く。
2	<b>第三十八条</b> 労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療室及び電離放射線労働者健康対策室（労働基準監督官の行う監督に関する事務の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室）を置く。 健康対策室
1	一 労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。
2	二 労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。
3	三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るために事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務が講ずる必要な措置に関する支援に関する事務を除くこと及びメンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室の所掌に属するものを除く。）。
4	産業保健支援室に、室長を置く。
3	メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 労働者の心の健康の保持増進を図るために事業者が講ずる必要な措置に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。
2	二 労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための環境の整備に関する事務の企画及び立案に関する事務（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
1	三 労働者が傷病等の治療を受けつつ就業することを容易にするための環境の整備に関する事務の企画及び立案の調整に関する事務。
5	メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室に、室長を置く。
6	電離放射線労働者健康対策室は、電離放射線による労働者の健康障害の防止に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）をつかさどる。
7	電離放射線労働者健康対策室に、室長を置く。





3 法人指導監査官は、命を受けて、社会福祉法第五十六条第一項の規定による検査に関する事務を行ふ。	2 心の健康支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 （中国残留邦人等支援室）
2 中國残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域に係る引揚援護並びに未帰還者及びこれに類する者（第四号において「未帰還者等」という。）に係る事項に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。	1 国立障害者リハビリテーションセンター及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の組織及び運営一般に関する企画及び所掌に属するものと除く。のうち、障害者に対する事務に係る事務に關すること。
二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。	2 精神保健福祉士に関する企画及び所掌に属するものと除く。のうち、精神保健福祉士に関する企画及び運営一般に関する企画及び所掌に属するものと除く。
三 中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域から内地に引き揚げた者の応急援護並びに引揚先における更生及び補導に關すること。	3 国民の精神的健康の増進に関する企画及び所掌に属するものと除く。
四 未帰還者等のうち中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域内にあるもの（次号において「中国旧ソビエト未帰還者等」という。）の状況の調査並びに身上資料の作成及び保管に関すること。	4 地域移行推進官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。
五 中国旧ソビエト未帰還者等の死亡の処理に關すること。	5 特別自立支援指導官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。
6 第六十三条 削除 （事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室）	6 依存症対策推進室は、依存症の予防及び治療並びに依存症の患者等への支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
2 戰没者遺骨鑑定推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 戰没者遺骨鑑定室に、室長を置く。	7 障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
一 戰没者遺骨鑑定室に、室長を置く。	1 特別児童扶養手当、障害児扶養手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条に規定する福祉手当の支給に関する都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に關すること。
2 戰没者遺骨鑑定室に、室長を置く。	2 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う事務において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に關すること。
3 支援給付監査官は、命を受けて、第二項第二号に掲げる事務のうち、支援給付の支給に關する者をもつて充てられるものとする。）を置く。	3 老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時ににおける事務執行に關すること。
4 支援給付監査官は、命を受けて、第二項第二号に掲げる事務のうち、支援給付の支給に關する者をもつて充てられるものとする。）を置く。	4 介護保険法第一百九十七条第二項及び第一百四十二条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。
5 事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室	5 介護保険法の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關すること。
第六十三条の二 事業課に、事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室を置く。	6 介護保険法第一百九十七条第二項及び第一百四十二条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。
2 事業推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 戰没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業の実施に關すること（援護企画課及び戦没者遺骨鑑定推進室の所掌に属するものを除く。）。	7 介護保険法第二百三条の三第一項の規定による緊急時ににおける事務執行に關すること。
五 障害者の社会経済活動への参加の促進に關すること（職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。	8 介護保険法第二百三十二条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。
四 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に關すること（老健局の所掌に属するものを除く。）。	9 精神保健福祉監査官は、命を受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十一年法律第二百二十三号）第三十八条の六及び第十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るために用具の給付及び貸与に關すること。
第六十五条 精神・障害保健課に、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官	10 精神保健福祉監査官は、命を受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十一年法律第二百二十三号）第三十八条の六及び第十三号）の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。
4 特別介護保険指導官は、命を受けて、介護保険法第一百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。	11 介護保険法第二百三十二条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關するものと除く。）を置く。

- |     |  |
|-----|--|
| 5   | （同条第一項の規定によるものに限る。）に関する事務を行う。  |
| 4   | 四項第一号から第四号まで、第六号（介護保険法第二百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項の規定によるものに限る。）に関する事務を除く。）及び第七号に掲げる事務を行う。   |
| 6   | 六 介護サービス業務監視専門官は、命を受けた、第四項第五号に掲げる事務を行う。<br>（認知症総合戦略企画官）  |
| 2   | 第六十六条の二 認知症施策・地域介護推進課に認知症総合戦略企画官一人を置く。   |
| 2   | 2 認知症施策企画官は、命を受けた、認知症施策・地域介護推進課の所掌事務のうち認知症の総合的な戦略に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。   |
| 3   | 第六十七条 保険局に、歯科医療管理官一人を置く。<br>歯科医療管理官は、命を受けた、医療課の所掌事務のうち、歯科医療に係るものを行う。<br>（全国健康保険協会管理室）  |
| 3   | 3 全国健康保険協会管理室に、室長を置く。<br>（国民健康保険指導調整官）   |
| 3   | 第六十九条 国民健康保険課に、国民健康保険指導調整官一人及び主任国民健康保険指導調整官一人を置く。<br>国民健康保険指導調整官は、命を受けた、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に関する事務をつかさどる。<br>（国民健康保険協会管理室）   |
| 3   | 3 主任国民健康保険指導調整官は、命を受けた、前項の事務を行い、及び国民健康保険指導調整官の行う事務の調整に当たる。<br>（高齢者医療指導調整官）   |
| 2   | 第六十九条の二 高齢者医療課に、高齢者医療指導調整官一人を置く。<br>（高齢者医療指導調整官）   |
| 2   | 2 高齢者医療指導調整官は、命を受けた、次に掲げる事務を行う。  |
| 4 3 | 4 3 第六十九条の二 医療技術評価推進室は、医療技術評価推進室及び研究に関する事務を行ふ。<br>（システム監査室、調査室、監査室及び会計室）   |
| 2   | 2 第六十九条の三 医療介護連携政策課に、保険データ企画室を置く。<br>データ企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十年法律第八十号）第十六条第二項及び第十八条第一項の規定により提供される情報の管理に関すること。<br>二 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合）をいう。（以下同じ。）及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 |
| 3   | 3 前二号に掲げるもののほか、医療保険者が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係るデータ等の活用に関する総合的な企画及び立案に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。   |
| 3   | 3 保険データ企画室に、室長を置く。<br>（保険医療企画調査室、医療技術評価推進室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官）   |
| 2   | 2 第七十一条 医療課に、保険医療企画調査室、医療技術評価推進室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官一人を置く。  |
| 2   | 2 第七十二条 総務課に、首席年金数理官及び年金数理官それぞれ一人を置く。<br>首席年金数理官は、命を受けた、年金制度の調整のための年金制度の財政状況及び財政計画に関する調査及び検証に当たる。  |
| 3   | 3 首席年金数理官は、命を受けた、首席年金数理官の職務に関する重要な事項の処理に当たる。<br>（数理調整管理官）  |
| 2   | 2 第七十三条 数理課に、数理調整管理官一人を置く。<br>数理調整管理官は、命を受けた、次に掲げる事務を行ふ。   |
| 10  | 10 1 監査官は、命を受けた、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に關する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に關する事務を行ふ。<br>（システム監査官は、命を受けた、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に關する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に關する事務を行ふ。）  |

会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金に係る部分に限る）の経理に関すること。

二 年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関するこ

と。一 職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関するこ

と。二 開設一般に関すること。

三 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターの組織及

び運営一般に関すること。

四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項第四号に規定する教育訓練

及び立案並びに調整に関する事務（特別支援企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

五 職業能力開発指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業能力の開発及び向上に関する専門的及び技術的な事項についての指導及び援

助に関する事務を助ける。

六 主任職業能力開発指導官は、命を受けて、参

事官の職務のうち前項の事務及び職業能力開発

指導官の行う事務の調整に関する事務を助け

る。

七 キャリア形成支援企画官は、命を受けて、参

事官の職務のうち前項の事務及び職業能力開発

指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち前

項の事務及び職業能力開発指導官は、命を受けて、参

事官の職務のうち前項の事務及び職業能力開発

二 支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事務に係る部分を除く。）に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関するこ

と。官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済特別研究官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条 本省に、政策企画官三人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、

サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官一人を置く。

第七十五条 本省に、政策企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（特別支援企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事務のうち審査に関するこ

と。一 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事務のうち審査に関するこ

と。二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事務のうち審査に関するこ

と。三 保健統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち保健に関する統計調査に係るものを受け

る。

四 統計調査に係る事務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。

五 保健統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち保健に関する統計調査に係るものを受け

る。

六 労働統計調査に係る事務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。

七 特別サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティ監査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

八 勞働経済特別研究官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティ監査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

九 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則

に関する事務（特別支援企画官及び就労

支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）

を助ける。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則

に関する事務（特別支援企画官及び就労

支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）

を助ける。

二 職業訓練指導員に関する事務。

三 公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関するこ

と。四 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行

政機関その他の関係者との連絡調整に関するこ

と。五 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行

政機関その他の関係者との連絡調整に関するこ

と。六 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行

政機関その他の関係者との連絡調整に関するこ

と。

三 特別支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち他の関係者との連絡調整に関するこ

と。

四 前号の計画に関する訓練の実施及び関係行

政機関その他の関係者との連絡調整に関するこ

と。

五 統計企画調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るもの（総合的な企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

六 勤労統計調査に係る事務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。

七 勤労統計調査に係る事務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。

八 勞働経済特別研究官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。

九 統計企画調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査に係るものを受け

る。







(福祉課の所掌事務)

**第四百七十五条の六** 福祉課は、第四百七十五条の三第二号から第四号に掲げる事務をつかさどる。

(人事部の所掌事務)

**第四百七十五条の七** 人事部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人に関する事と(次号に掲げるものを除く)。

二 国立ハンセン病療養所の職員の給与の支給に関する事務の運営の改善及び効率化に関すること。

(人事部に置く課)

**第四百七十五条の八** 人事部に、人事課及び給与課を置く。

(人事課の所掌事務)

**第四百七十五条の九** 人事課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の任免、懲戒、服務その他の人事(給与を除く)に関する事をつかさどる。

(給与課の所掌事務)

**第四百七十五条の十** 給与課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の給与に関すること及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(経理部の所掌事務)

**第四百七十五条の十一** 経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立ハンセン病療養所に係る経費の予算及び決算に関する企画及び立案並びに調整に關すること。

二 会計、物品及び營繕に關すること(次号に掲げるものを除く)。

三 国立ハンセン病療養所の營繕に關する管理及び調整並びに必要な助言その他の支援に關すること。

(経理部に置く課)

**第四百七十五条の十二** 経理部に、会計第一課、会計第二課及び施設管理課を置く。

(会計第一課の所掌事務)

**第四百七十五条の十三** 会計第一課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計第二課の所掌事務)

**第四百七十五条の十四** 会計第二課は、第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務のうち、会計及び物品に關することをつかさどる。

(会計第二課の所掌事務)

**第四百七十五条の十五** 各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(施設管理課の所掌事務)

**第四百七十五条の十五** 施設管理課は、第四百七十五条の十一第二号(營繕に係る部分に限る)及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

(診療科の所掌事務)

**第四百七十五条の十六** 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 科内の衛生及び取締りに関すること。

二 診断及び治療に関すること。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百七十五条の十七** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及ぶ製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関することをつかさどる。

(研究検査科の所掌事務)

**第四百七十五条の十八** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医療の向上に寄与する研究に関すること。

二 化学的検査、細胞学的検査、病理学的検査その他の医学的検査に関すること。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の十九** 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

(国立ハンセン病療養所医師確保対策官の所掌事務)

**第四百七十五条の二十** 国立ハンセン病療養所医師確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。

一 国立ハンセン病療養所の医師の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すること。

二 国立ハンセン病療養所の医師の教養及び訓練に關する企画及び立案並びに調整に關すること。

(研究検査科の所掌事務)

**第四百七十五条の二十一** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医療の向上に寄与する研究に関すること。

二 化学的検査、細胞学的検査、病理学的検査その他の医学的検査に関すること。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の二十二** 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

(研究検査科の所掌事務)

**第四百七十五条の二十三** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、研究に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の二十四** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、研究に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の二十五** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、研究に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の二十六** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、研究に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

**第四百七十五条の二十七** 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、研究に関することをつかさどる。

(研究検査科の所掌事務)

(事務部に置く課)

**第四百七十八条** 事務部に、庶務課、会計課及び福社課を置く。

(事務長)

**第四百七十九条** 庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号並びに第四百七十五条の七第一号に掲げる事務をつかさどる。

(庶務課の所掌事務)

**第四百八十一条** 福社課は、第四百七十五条の三第一号に掲げる事務をつかさどる。

(福社課の所掌事務)

**第四百八十二条** 福社課は、第四百七十五条の三第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十三条** 会計課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十四条** 第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十五条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十六条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十七条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十八条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百八十九条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十二条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十三条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十四条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十五条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十六条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十七条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

**第四百九十八条** 第二号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(事務長)

**第四百九十九条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百八十八条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十二条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十三条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十四条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十五条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十六条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十七条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十八条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十九条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十六条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十七条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十八条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十九条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十六条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十七条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

**第四百九十八条** 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

掌理する。

所長及び副所長一人を置く。

所長は、国立医薬品食品衛生研究所の事務を

掌理する。

所長及び副所長

副所長は、所長を助け、国立医薬品食品衛生研究所の事務を整理する。

(企画調整主幹)

**第四百九十七条** 国立医薬品食品衛生研究所に、企画調整主幹一人を置く。

企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整すること。

二、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

(国立医薬品食品衛生研究所に置く部等)

**第四百九十八条** 国立医薬品食品衛生研究所に、次の十六部及び安全性生物試験研究センターを置く。

総務部  
薬品部  
生物薬品部

生薬部  
食品部  
食品添加物部  
食品衛生管理部

衛生微生物部  
有機化学部  
生化部  
安全情報部  
医薬安全科学部

生活衛生化学部  
再生・細胞医療製品部  
遺伝子医薬部  
医療機器部

生物薬品部

再生・細胞医療製品部

遺伝子医薬部  
医療機器部

生活衛生化学部  
食品部

食品添加物部  
食品衛生管理部

衛生微生物部  
有機化学部  
生化部  
安全情報部  
医薬安全科学部

(総務部の所掌事務)

**第四百九十九条** 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、職員の人事、公印の保管及び公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務。

二、検定、試験、検査、製造並びに調査及び研究に関する事務。

三、前二号に掲げるもののはか、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総務部に置く課)

第五百條 総務部に、次の三課を置く。

総務課  
会計課

### 業務課

(総務課の所掌事務)

**第五百一条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、職員の人事、公印の保管及び公文書類に関する事務。

二、前号に掲げるもののほか、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(会計課の所掌事務)

**第五百二条** 会計課は、会計、物品及び營繕に関する事務をつかさどる。

(業務課の所掌事務)

**第五百三条** 業務課は、検定、試験、検査、製造並びに調査及び研究に関する庶務を行ふことをつかさどる。

(業務課の所掌事務)

**第五百四条** 薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)第五百四条及び第五百十八条第一号において同じ)、四条及び第五百十八条第一号において同じ)、医薬部外品並びに毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(薬品部の所掌事務)

**第五百五条** 生物薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、ホルモン類、酵素類、蛋白質類、生理活性高分子化合物並びに先端技術を利用して製造される医薬品(再生・細胞医療製品部及び遺伝子医薬部の所掌に係るものと除く。)及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(生物薬品部の所掌事務)

**第五百六条** 生物薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、再生・細胞医療製品部及び遺伝子医薬部の所掌に係るものと除く。)及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(生物薬品部の所掌事務)

**第五百七条** 再生・細胞医療製品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、再生・細胞医療製品部及び遺伝子医薬部の所掌に係るものと除く。)及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(再生・細胞医療製品部の所掌事務)

**第五百八条** 遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、再生・細胞医療製品部及び遺伝子医薬部の所掌に係るものと除く。)及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(遺伝子医薬部の所掌事務)

**第五百九条** 医療機器部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医療機器(再生・細胞医療製品部の所掌に係るものと除く。)その他衛生用品及びこれらに材料の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(医療機器部の所掌事務)

**第五百十条** 生活衛生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、室内空気、上水、環境水、大気、水道用品、水道資機材及び水道薬品並びにこれらに含まれる環境汚染物及び自然発生物質に関する試験及び検査並びに化粧品、化粧品原料及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びに家庭用品に含まれる有害物質に関する試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(生活衛生化学部の所掌事務)

**第五百十一条** 食品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、食品等、食品汚染物及び化学性食中毒検体の試験及び検査(栄養生理学的試験及び検査を除く。)並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(食品部の所掌事務)

**第五百十二条** 食品添加物部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、添加物、器具、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(食品添加物部の所掌事務)

**第五百十三条** 食品衛生管理部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、食品等の製造工程における微生物及び有害物質の制御、安全性評価、規格基準その他の食品等の衛生管理に関する調査及び研究並びに食中毒に関連する微生物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(食品衛生管理部の所掌事務)

**第五百十四条** 衛生微生物部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(衛生微生物部の所掌事務)

外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、毒物及び劇物、食品等、食品汚染物、食中毒検体、家庭用品、室内空気及び上水に含まれる有害物質その他の国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に関連する物質(以下「関連物質」という。)の衛生微生物学的試験及び検査並びにこれらに付随する有害微生物及びその産物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

**第五百八条** 遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、遺伝子医薬品(核酸医薬品及び体外診断用医薬品(体外診断用医薬品と対になる治療用医薬品を含む。))の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(有機化学部の所掌事務)

**第五百十五条** 有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化試験及びこれに必要な研究並びに放射線医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに付随する有害微生物及びその産物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(生化学部の所掌事務)

**第五百十六条** 生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の生化学的試験及び放射線の安全管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(安全情報部の所掌事務)

**第五百十七条** 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

(安全情報部の所掌事務)

**第五百十八条** 医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

(医薬安全科学部の所掌事務)

**第五百十九条** 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。







二 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に關し、予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（サイトカイン及びケモカインに係るものに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（薬剤耐性研究センターの所掌事務）

**第六百三条の二 薬剤耐性研究センターは、薬剤耐性原体に起因する感染症（ウイルスに係るもの）を除く。）に關し、次に掲げる事務をつかさどる。**

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染症危機管理研究センターの所掌事務）

**第六百三条の三 感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。**

一 感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

（治療薬・ワクチン開発研究センターの所掌事務）

**第六百三条の四 治療薬・ワクチン開発研究センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。**

一 予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行ふこと。（他部の所掌に属するものを除く。）

（実地疫学研究センターの所掌事務）

**第六百三条の五** 実地疫学研究センターは、感染症その他の特定疾病的予防衛生に關し、実地疫学調査及び研究並びに講習を行うことをつかさどる。

（次世代生物学的製剤研究センターの所掌事務）

**第六百三条の六** 次世代生物学的製剤研究センターは、感染症その他の特定疾病に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の調査及び研究を行うこと。

並びに抗菌性物質及びその製剤の生物学的検査及び検定（異常毒性否定試験、発熱試験及び化学試験に係る部分に限る。）並びにこれららの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（他部の所掌に属するものを除く。）

（安全管理研究センターの所掌事務）

**第六百三条の七** 安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

（品質管理研究センターの所掌事務）

**第六百三条の八** 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

<p>三 感染症その他の特定疾病的検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く）。</p> <p>四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。</p>	<p>（支所の名称及び位置）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">名称</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">ハンセン病研究センター</td><td style="padding: 5px;">東村山市</td></tr> </tbody> </table> <p>（支所の所掌事務）</p> <p>第六百四条 国立感染症研究所支所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	ハンセン病研究センター	東村山市
名称	位置				
ハンセン病研究センター	東村山市				
<p>第六百六条 支所に、支所長を置く。</p> <p>第六百七条から第六百十一条まで 削除</p> <p>（ハンセン病研究センターに置く課等）</p>					
<p>第六百十一条 ハンセン病研究センターに、庶務課及び感染制御部を置く。</p> <p>（庶務課の所掌事務）</p>					
<p>第六百十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び常緒に関すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、ハンセン病研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>（感染制御部の所掌事務）</p>					
<p>第六百十三条 感染制御部は、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関して、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 微生物学的、生化学的及び分子生物学的調査及び研究を行うこと。</p> <p>二 実験動物学的及び免疫学的調査及び研究を行ふこと。</p>					

		三 抗らい菌療法の開発及び改良に関する調査並びに研究を行うこと。
第六百四十四条から第六百二十二条の五まで	第八款	国立障害者リハビリテーションセンターの位置
(国立障害者リハビリテーションセンターの位置)	セントナーは、埼玉県に置く。	(セントナーは、埼玉県に置く。)
(総長)		
第六百二十四条	国立障害者リハビリテーションセンターに置く。	第六百二十三条 国立障害者リハビリテーションセンターの位置
(管理部等)		(管理部等)
第六百二十五条	セントナーに、総長を置く。	第六百二十二条 国立障害者リハビリテーションセンターの位置
(セントナーに、管理部、企画・情報部、自立支援センターの事務を掌理する。)		(セントナーの事務を掌理する。)
第六百二十六条	セントナーに、管理部、企画・情報部、自立支援センター、病院、研究所及び学院を置く。	第六百二十六条 管理部は、次に掲げる事務(セントナーに、管理部、企画・情報部、自立支援センター、病院、研究所及び学院を置く。)をつかみだる。
一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。		一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。
二 利用者及び入院患者の給食に関すること。		二 利用者及び入院患者の給食に関すること。
三 患者の入退院及び入院患者の厚生に関すること。		三 患者の入退院及び入院患者の厚生に関すること。
四 医療に関する統計に関すること。		四 医療に関する統計に関すること。
五 診療記録の保管に関すること。		五 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関すること。
六 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関すること。		七 前各号に掲げるもののほか、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(管理部に置く課)		(管理部に置く課)
第六百二十七条	管理部に、次の三課を置く。	第六百二十七条 管理部に、次の三課を置く。
総務課		会計課
医事管理課		会計課
(総務課の所掌事務)		(総務課の所掌事務)
第六百二十八条	総務課は、次に掲げる事務をつかみだる。	第六百二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかみだる。
一 職員の人事、公印の保管及び公文書類に関すること。		二 利用者及び入院患者の給食に関すること。
二 利用者及び入院患者の給食に関すること。		

三 前二号に掲げるもののほか、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。	（会計課の所掌事務）
第六百二十九条 会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務をつかさどる。	（医事管理課の所掌事務）
第六百三十一条 医事管理課は、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。	（医事管理課の所掌事務）
一 患者の入退院及び入院患者の厚生に関する事務。	（医事管理課の所掌事務）
二 医療に関する統計に関する事務。	（企画・情報部の所掌事務）
三 診療記録の保管に関する事務。	（企画・情報部の所掌事務）
四 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関する事務。	（企画・情報部の所掌事務）
（企画・情報部の所掌事務）	（企画・情報部の所掌事務）
第六百三十二条 企画・情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。	（企画・情報部の所掌事務）
一 障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務。	（企画課）
二 障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、提供等に関する事務。	（企画課）
（企画・情報部に置く課等）	（企画・情報部に置く課等）
第六百三十三条 企画・情報部に、次の二課を置く。	（企画・情報部に置く課等）
（企画課の所掌事務）	（企画課の所掌事務）
第六百三十四条 企画・情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。	（企画・情報部の所掌事務）
一 障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務。	（企画課）
二 障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、提供等に関する事務。	（企画課）
（企画・情報部に置く課等）	（企画・情報部に置く課等）
第六百三十五条 企画・情報部に、次の二課を置く。	（企画・情報部に置く課等）
（企画課の所掌事務）	（企画課の所掌事務）
第六百三十六条 企画・情報部は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（自立支援局の所掌に属するものを除く。）。	（企画課）
（情報システム課の所掌事務）	（情報システム課の所掌事務）
第六百三十七条 企画・情報部は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センターの所掌に属するものを除く。）。	（企画課）
（情報システム課の所掌事務）	（情報システム課の所掌事務）
第六百三十八条 企画・情報部は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（企画課）
（総合相談課の所掌事務）	（総合相談課の所掌事務）
第六百三十九条 総合支援課は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十一条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十二条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十三条 生活訓練課は、精神に障害のある者の生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十四条 生活訓練課は、重度の身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するものをいう。以下この款において同じ。）のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十五条 生活訓練課は、重度の身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するものをいう。以下この款において同じ。）のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十六条 理療教育課は、第六百四十四条（第二号を除く。）に規定する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十七条 理療教育課は、視覚障害者の理療教育に関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十八条 教務統括官は、命を受けた理療教育・就労支援部の所掌事務のうち、視覚障害者の理療教育に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
（国立光明寮の所掌事務）	（国立光明寮の所掌事務）
第六百五十条 国立光明寮は、視覚障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（国立光明寮の所掌事務）
第六百五十二条 国立光明寮の名称及び位置は、次とおりとする。	（国立光明寮の所掌事務）

（発達障害情報・支援センターの所掌事務）	（総合支援課の所掌事務）
第六百三十九条 総合支援課は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十三条 第六百四十三条の四 肢体機能訓練課は、第六百四十三条の二（各号に規定する事務をつかさどる）。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十四条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十五条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十六条 理療教育・就労支援部は、第六百四十五条（第二号を除く。）に規定する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十七条 理療教育課は、視覚障害者の理療教育に関する事務をつかさどる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十八条 教務統括官は、命を受けた理療教育・就労支援部の所掌事務のうち、視覚障害者の理療教育に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。	（理療教育・就労支援部の所掌事務）
（国立光明寮の所掌事務）	（国立光明寮の所掌事務）
第六百五十条 国立光明寮は、視覚障害者のリハビリテーションに関する事務をつかさどる。	（国立光明寮の所掌事務）
第六百五十二条 国立光明寮の名称及び位置は、次とおりとする。	（国立光明寮の所掌事務）



## (臨床研究開発部)

**第六百七十六条** 第一診療部は、病院の所掌事務のうち、主として感覚機能、運動機能及び代謝機能系疾患に係る診療に関することをつかさどる。

(第一診療部の所掌事務)

**第六百七十七条** 第二診療部は、病院の所掌事務のうち、主として感覚機能及び泌尿生殖機能系疾患に係る診療並びに医学的検査に関する事をつかさどる。

(第二診療部の所掌事務)

**第六百七十八条** 第三診療部は、病院の所掌事務のうち、主として児童の精神機能系疾患及び発達障害に係る診療に関する事をつかさどる。

(第三診療部の所掌事務)

**第六百七十九条** 臨床研究開発部は、病院の所掌事務のうち、診療及び機能回復訓練に関する技術の開発並びに臨床研究に関する事務のうち、医薬品、医薬部外品その他の衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関する事をつかさどる。

(医薬科の所掌事務)

**第六百八十一条** 薬剤科は、病院の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他の衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報を管理に関する事をつかさどる。

(看護部の所掌事務)

**第六百八十二条** 看護部は、病院の所掌事務のうち、看護に関する事をつかさどる。

(障害者健康増進・運動医学支援センター)

**第六百八十三条** 障害者健康増進・運動医学支援センターは、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医学の知見を活用した支援を行うこと。

## (研究所の所掌事務)

**第六百八十三条** 研究所は、障害者のリハビリテーションに關し、調査及び研究を行うことをつかさどる。

(研究所に置く部等)

**第六百八十五条** 研究所に、次の七部及び企画調査部一人を置く。

(研究所長)

**第六百八十四条** 研究所に、研究所長を置く。

(企画調整官)

**第六百八十六条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(研究所に置く部等)

**第六百八十七条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(企画調整官)

**第六百八十八条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(企画調整官)

**第六百八十九条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(企画調整官)

**第六百九十条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(企画調整官)

**第六百九十一条** 研究所に、次に七部及び企画調査部一人を置く。

(企画調整官)

**第六百九十二条** 研究所は、障害者のリハビリテーションに關し、社会適応に関する社会学的及び心理学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

## (義肢装具技術研究部の所掌事務)

**第六百九十二条** 義肢装具技術研究部は、障害者のリハビリテーションに關し、義肢装具の製作及び修理のための技術に関する調査及び研究を行なうことを行うことをつかさどる。

(総務管理官)

**第六百九十三条** 削除

(企画調整官の職務)

**第六百九十四条** 企画調整官は、命を受けて、研究所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(企画調整官)

**第六百九十五条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十六条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十七条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十八条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十九条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整官)

**第六百九十二条** 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

## (厚生労働大臣の所掌事務)

**第六百九十二条** 厚生労働大臣は、第七百八条各号に掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行なわせることができる。

(総務管理官)

**第七百六条** 地方厚生局に、それぞれ指導總括管理官一人(関東信越厚生局にあっては、二

人)を置く。

**第七百六条の二** 地方厚生局に、それぞれ指導總括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務(管理課、医療課、調査課、指導監査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するものに限る。)の所掌に属するものに限る。)に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(特別指導管理官)

**第七百六条の三** 関東信越厚生局及び近畿厚生局に、それぞれ特別指導管理官一人を置く。

**第七百七条** 特別指導管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務(特別指導第一課及び特別指導第二課の所掌に属するものに限る。)に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(健康福祉部の所掌事務)

**第七百七条** 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

**第七百五条の二** 厚生労働大臣は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行なえることができる。

**第七百五条の三** 厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行なわせることができる。

**第七百五十六条** 厚生労働大臣は、第七百七条第一項第二十二号、第二十三号及び第二十五号から第二十八号までに掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行なわせることができる。

**第七百五十七条** 厚生労働大臣は、平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関する法律

**第七百五十八条** 第二の二、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等委員会の監督に関する法律

**第七百五十九条** 第二の二の二、再生医療等安全性確保法の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関する法律

**第七百六十条** 第二の二の三、再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造

の許可及び同法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

二の三 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。

二の三の二 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。

二の三の三 臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。

二の四 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

二の五 災害時における医療の確保の支援に関すること。

三 医師の確保に関すること。

三の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

四 削除

五 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。

六 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

七 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

八 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設の認定及び監督に関すること。

八の二 看護師の特定行為研修に関すること。

九 及び十 削除

九 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）その他の法令に関する厚生労働者が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。（これらの事業の監督に関することに限る。）

三十四及び三十五 削除

三十六 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。

三十七 食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。

三十八 食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。

三十九及び四十 削除

四十 削除

四十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十四号）第六条第九号の規定による認定に関すること。

四十二 削除

四十三 削除

四十四 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。

四十五 児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

四十六 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に關し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。

四十七 主任児童委員の指名に関すること。

四十八 削除

四十九 削除

五十 母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

五十一から五十四まで 削除

五十五 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定による確認に関すること。

五十六 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。

三十四及び三十五 削除

三十六 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。

三十七 食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。

三十八 食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。

三十九及び四十 削除

四十 削除

四十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十四号）第六条第九号の規定による認定に関すること。

四十二 削除

四十三 削除

四十四 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。

四十五 児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

四十六 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に關し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。

四十七 主任児童委員の指名に関すること。

四十八 削除

四十九 削除

五十 母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

五十一から五十四まで 削除

五十五 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定による確認に関すること。

五十六 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。

五十七 削除

五十八 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。

五十九 社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第六号第一項から第三号まで及び同条第二十一条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の監督に関すること。

六十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十条第四項の規定による届出及び同令第二十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校に限る。）の監督に関すること。

六十三 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十条の規定による名簿の受理に関すること。

六十四 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

六十五 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十七 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一條第一項及び

第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事。

#### 六十九及び七十 削除

七十一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に關すること。

七十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「医療観察法」という。）第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に關すること。

七十三 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に關すること。

七十四 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に關すること。

七十五 地域包括ケアシステムの構築の支援に關すること。

七十六 削除

七十七 健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の微収、質問及び検査に關すること。

七十八 全国健康保険協会が行う国税滞納処分等に係る認可に關すること。

七十九 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に關する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に關ること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

八十二 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に關すること。

#### 八十二の二 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に關すること。

八十三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に關すること。

八十四 地方厚生局の所掌事務に係る事務に關すること。

八十五 地方厚生局の機構及び定員に關すること。

八十六 地方厚生局の保有する情報の公開に關すること。

八十七 地方厚生局の所掌事務に關すること。

八十八 地方厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

八十九 地方厚生局長の官印及び局印の保管に關すること。

九〇 地方厚生局の機構及び定員に關すること。

九一 地方厚生局の所掌に属するものを除く。）に關すること。

九二 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九三 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九四 地方厚生局の所掌に属するものを除く。）に關すること。

九五 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九六 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九七 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九八 地方厚生局の所掌事務に關すること。

九九 地方厚生局の所掌事務に關すること。

一 機密に關すること。

二 地方厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 地方厚生局長の官印及び局印の保管に關すること。

四 地方厚生局の機構及び定員に關すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

六 地方厚生局の所掌事務に關すること。

七 地方厚生局の所掌に属する個人情報の保護に關すること。

八 地方厚生局の所掌事務に關する総合調整に關すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。

九 地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。

十 地方厚生局の所掌に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に關すること。

十一 庁内の管理に關すること。

十二 地方厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

十三 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に關する庶務を行うこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、地方厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十五 企画調整課の所掌事務

十六 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の所掌に属するものを除く。）に關する総合調整に關すること。

二 日本金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第一百四十二条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による検索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に關すること。

三 日本金機構の理事長が任命する徵収職員並びに健康保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關する法律（平成十九年法律第一百三十一条）の規定による特例納付保険料及びその他これら法律及び年金生活者支援給付金の支給に關する法律の規定による徵収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行ふ職員の認可に關すること。

四 日本金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に關すること。

五 日本金機構が行う立入検査等に係る認可に關すること。

六 日本金機構が滞納処分等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に關すること。

七 日本金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行ふことが困難又は不適当となつた場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に關すること。

八 前六号に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に關する監督に關すること。

九 國民年金基金の監督に關すること。

三 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に關すること。

四 国民年金法第百九条の二の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に關すること。

五 国民年金法第二百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に關すること。

六 政府管掌年金事業等の実施に關する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に關すること。

(年金管理課の所掌事務)

第七百十条の二の四 年金管理課は、次に掲げる

**第七百十一条の二の三** 年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一　社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。  
二　年金委員に関すること。

十 政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関すること（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関するることを除く。）。（年金調整課の所掌事務）

九 健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらに関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関するこ

関する事と  
十二 国民年金法第二百九条の二の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関する事と  
十三 国民年金法第二百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関する事と  
十四 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事と  
十五 政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事と（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事を除く）。  
(年金審査課の所掌事務)  
**第七百十条の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**  
一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被扶養者に關する已擧の丁寧の請求に關する事務

九 社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法別表第二第一号に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る）。

十 年金委員に関すること。

十一 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に関するもの。

八 健康保険料等の納付の猶予等に關すること。

二 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行ふ職員の認可に関すること。

三 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。

四 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。

五 日日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。

六 日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適当となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。

七 前六号に掲げるもののほか、日本年金機構等

二 地方年金記録訂正審議会の庶務に関すること。  
（管理課の所掌事務）

第七百十一条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。

二 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十一条の二十五第一項第二

(調査課の所掌事務)  
**第七百十一条の四の二** 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。  
二 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

(開業登記届出後五年以内に於ける) 第十回  
九分室を除くに限る) の行う事務に関する事務の指導及び監督に関する事務のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に関する事務の監視観察に關すること。

二 口 医療監視員に關すること。

イ 医療監視員に關すること。

ロ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る)を行うこと。

ハ 薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業者に対する監督を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療・保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

- イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

第七百十一条の五 削除  
(特別指導第一課及び特別指導第二課の所掌事務)

第七百十条の六 特別指導第一課及び特別指導第二課は、次に掲げる事務のうち、地方厚生局の所在する府県の区域に係るものをつけさどる。

一 医療監視員に関すること。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行ふこと。  
(地域医療保険監査指導官)

第七百十条の八 東海北陸厚生局及び九州厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官三人（東海北陸厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、九州厚生局にあつては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、東北厚生局、関東信越厚生局及び近畿厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を、東北厚生局、関



- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の監督、同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）及び同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関すること。

三の二 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定及び監督に関すること。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十四項に規定する三種病原体等又は同条第二十五項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。

六 クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関すること。

七 クリーニング師の試験に関する学力の認定に関すること。

八 削除

八の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。

九 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。

十 児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

十一 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。

十二 主任児童委員の指名に関すること。

- 十四 母子保健法第二十七条第一項の規定によ  
る緊急時の事務執行に関すること。

十五から十八まで 削除

十九 都道府県知事及び市町村長が行う生活保  
護法の施行に関する事務（ただし、同法第三  
十八条第一項に規定する保護施設について  
は、都道府県、指定都市及び中核市の設置す  
るものに限る。）についての監査及びこれに  
伴う指導に関すること。

二十 生活保護法第三十四条第二項に規定する  
指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項  
において準用する同法第五十条第一項に規定  
する指定介護機関の指定及び監督に関するこ  
と。

二十一 削除

二十二 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱  
並びに表彰に関すること。

二十二の二 社会福祉士及び介護福祉士法第七  
条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設  
等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般  
養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣  
の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督  
に関すること。

二十二の三 社会福祉士及び介護福祉士法第四  
十条第二項第一号から第三号まで及び第五号  
及び第四十条第二項第二号に規定する学校  
(文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係  
る学校に限る。)の指定及び監督に関するこ  
と。

二十二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四  
十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号  
の規定による指定並びに当該指定を受けた高  
等学校等の監督に関すること。

二十二の五 社会福祉士及び介護福祉士法施行  
規則第二十二条第四項の規定による届出及び  
同令第二十三条の二第四項の規定による報告  
書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の  
指定した学校の設置者に係るものに限る。）  
に関すること。

二十二の六 社会福祉士介護福祉士養成施設指  
定規則第十三条 社会福祉士介護福祉士学校  
指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目  
を定める省令第十条の規定による名簿の受理  
に関すること。

二十二の七 社会福祉に関する科目を定める省  
令第五条の規定による確認に関すること。

二十三 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二四の二 児童福祉法第五十七条の三の第三項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二五の二 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

二十五の三 厚生労働省設置法第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関すること。

二十六 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付、企業年金課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）。

### 第七百十三条 削除

#### (医事課の所掌事務)

第七百十四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。

二 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。

二の二 再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

二の二の二 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

二の三の二 臨床研究法第二十三条第一項に規定する臨床研究審査委員会の監督に関すること。

二の三の三 臨床研究法第三十五条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。

二の三の四 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及認定による報告徵収及び立入検査に関すること。

二の四 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

三 医師の確保に関すること。

三の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

二の五 災害時における医療の確保の支援に関すること。

四 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。

五 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

六 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

七 看護師の特定行為研修に関すること。

八 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。

九 毒物及び劇物の取締りに関すること。

十 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。

十一 医薬品（医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関すること。

十二 薬事監視員に関すること。

十三 毒物劇物監視員に関すること。

十四 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健判定医に関すること。

十五 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。

十六 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十二条第三項又は第六十一条第四項に規定する再生医療等委員会の認定及び認定施計画の提出及び再生医療等委員会の監督に関すること。

十七 都道府県医療費適正化計画その他の医療に関する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

十八 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に係る費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関するものに限る。）。

十九 東信越厚生局及び近畿厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。

二 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。

三 再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

四 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

五 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定施計画の提出及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。

六 臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。

七 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。

八 臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徵収及び立入検査に関すること。

九 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

十 災害時における医療の確保の支援に関すること。

第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

二の三の二 臨床研究法第二十三条第一項に規定する臨床研究審査委員会の認定及び認定施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。

二の三の三 臨床研究法第三十五条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及認定による報告徵収及び立入検査に関すること。

二の四 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

三 医師の確保に関すること。

三の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

二の五 災害時における医療の確保の支援に関すること。

四 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。

五 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

六 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

七 看護師の特定行為研修に関すること。

八 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。

九 毒物及び劇物の取締りの実施に関すること。

十 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。

十一 医師の確保に関すること。

十二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

十三 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。

十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

十六 看護師の特定行為研修に関すること。

十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健判定医に関すること。

十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。

十九 医療観察法第十五条第一項（医療観察法第五十二条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十二条第二項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第二項の決定又は医療観察法第四十二条第二項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第二項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第二項第二号若しくは第五十二条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。

二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に関する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る。）。

第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

二の二 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

二の二の二 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

二の三 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。

三 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。





三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関すること。

(密輸対策課の所掌事務)

**第七百三十二条の二** 密輸対策課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(サイバー検査課の所掌事務)

**第七百三十二条の三** サイバー検査課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(サイバー空間を利用した罪に限る。)の検査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(国際情報課の所掌事務)

**第七百三十三条** 国際情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)に関する情報の収集及び分析に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。
- 二 麻薬等に係る国際検査共助の実施に関する事務(鑑定課の所掌事務)

**第七百三十三条の二** 鑑定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する指定期定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務(麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務をつかさどる)。
- 二 麻薬等に係る薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する指定期定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務(麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定期定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務をつかさどる)。

**第七百三十三条の三** 情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定すること。

**第七百三十三条の四** 情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(情報官の職務)

**第七百三十四条** 情報官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(情報官の職務)

**第七百三十四条** 情報官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限りを除く。)に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。

(情報官及び情報技術解析専門官)  
第三百三十三条各号に掲げる事務を行なう。

(情報官)

**第七百三十四条の二** 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行なう。

**第七百三十四条の三** 密輸対策官は、命を受けて、麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務を行なう。

(密輸対策官の職務)

**第七百三十四条の四** 密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する事務を行なう。

**第七百三十四条の五** 密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。

一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する事務を行なう。

(密輸対策・情報官の職務)

**第七百三十四条の六** 密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。

一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する事務を行なう。

(密輸・広域事犯管理官の職務)

**第七百三十四条の七** 密輸・広域事犯管理官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。)の検査に関する重要事項の企画及び調整に関する事務を行なう。

(調査総務調整官)

**第七百三十四条の八** 関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官一人を置く。

**第七百三十四条の九** 関東信越厚生局の国際情報課に国際情報官一人を置く。

(国際情報官)

**第七百三十五条** 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、DNA型鑑定官一人及び主任DNA型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

(鑑定官)

**第七百三十五条の二** 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一項第一号に掲げる事務を行なう。

**第七百三十五条の三** 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条第二項第一号に掲げる事務を行なう。

(DNA型鑑定官)

**第七百三十五条の四** 第一項第一号から第四号までに掲げる事務の審査課及び指導課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

**第七百三十五条の五** 関東信越厚生局の第五分室、第七分室及び第九分室に、それぞれ次の二課を置く。

(審査課)

**第七百三十五条の六** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の七** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の八** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の九** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十一** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十二** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十三** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十四** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十五** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十六** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十七** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十八** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の十九** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の二十** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の二十一** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の二十二** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

**第七百三十五条の二十三** 第一項第五号及び第六号に掲げる事務の審査課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

(調査課)

に生活保護法施行規則第十一条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

五 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事務を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

五 記録訂正審議会の庶務(地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る)に関すること。

六 分室の名称、位置及び管轄区域は、別表第三の二のとおりとする。

七 地方年金記録訂正審議会の庶務(地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る)に関すること。

八 計算課

九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

二十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

三十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

四十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

五十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

六十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

七十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

八十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

九十九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百四 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百五 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百六 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百七 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百八 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百九 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百十 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百一十一 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百一十二 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百一十三 分室に、それぞれ次の二課を置く。

一百一十四 分室に、それぞれ

五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関する事項に限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五及び第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るもの分掌する。	一 医療監視員に関する事項。
二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。	二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。	三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。
四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の（支局の麻薬取締部）	四 支局の機構及び定員に関する事項。

第五百三十九条 支局に、麻薬取締部を置く。	五 公文書類の接受、発送、編集及び保存にかかる事項。
2 麻薬取締部は、第七百八条各号に掲げる事務をつかさどる。	六 支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項。
（支局の総務管理官）	七 支局の保有する個人情報の保護に関する事項。
第五百三十九条の二 支局に、総務管理官一人を置く。	八 支局の所掌事務に関する総合調整に関する事項（企画調整課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	九 支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計のこと。
（支局の指導総括管理官）	十 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事項。
第五百三十九条の三 支局に、指導総括管理官一人を置く。	十一 庁内の管理に関する事項。
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	十二 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項。
（支局の総務管理官）	十三 削除

第五百三十九条の三 支局に、指導総括管理官一人を置く。	（年金管理課の所掌事務）
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	第五百四十一条の三 年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
（支局の指導総括管理官）	第五百四十一条の四 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
第五百三十九条の三 支局に、指導総括管理官一人を置く。	一 支局が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事項並びにこれに関する調査に関する事項。
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	二 支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計のこと。
（支局の総務管理官）	三 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事項。
第五百三十九条の二 支局に、総務管理官一人を置く。	四 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項。
（支局の指導総括管理官）	五 削除

第五百三十九条の三 支局に、指導総括管理官一人を置く。	（年金審査課の所掌事務）
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	第五百四十一条の三 年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
（支局の指導総括管理官）	第五百四十一条の四 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
第五百三十九条の三 支局に、指導総括管理官一人を置く。	一 支局が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事項並びにこれに関する調査に関する事項。
2 総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	二 支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計のこと。
（支局の指導総括管理官）	三 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事項。
第五百三十九条の二 支局に、総務管理官一人を置く。	四 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項。
（支局の指導総括管理官）	五 削除

した学校の設置者に係るものに限る。) に関すること。

二十八 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。

二十九 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

三十 削除

三十一 及び三十二 削除

三十三 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等(文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。)の指定及び監督に関すること。

二 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関すること。

三 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関すること。

四 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関すること。

五 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務(介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福利事業関係業務を除く。)についての指導に関すること。

六 社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。)の監督に関すること。

七 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室(第七百五十二条の二に規定するものに限る。)の所掌事務の運営に関すること。

(医療課の所掌事務)

第七百四十五条の三 医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室(第七百五十二条の二に規定するものに限る。)の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。

二 次に掲げる事務のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

(医療課の所掌事務)

第七百四十五条の三 医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室(第七百五十二条の二に規定するものに限る。)の行う業務に関する事務の指導及び監督(四国厚生支局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。

二 次に掲げる事務のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

(医療課の所掌事務)

三 次に掲げる事務(医療課の所掌に属するものを除く。)のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ 健康保険事業 船員保険事業 国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(四国厚生支局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。

ロ 保険医療機関 保険薬局 保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

(指導監査課の所掌事務)

第七百四十五条の五 指導監査課は、次に掲げる事務のうち、支局の所在する県の区域に係るものをつかさどる。

一 医療監視員に関すること。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(四国厚生支局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

(医事管理調整官)

第七百四十五条の五の二 健康福祉課に、医事管理調整官一人を置く。

二 医事管理調整官は、命を受けて、第七百四十二条第一号から第二号の二まで及び第三十三号の二に掲げる事務を行なう。

(上席地域包括ケア推進官)

第七百四十五条の六 地域包括ケア推進課に、上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職員を含む者をもつて充てられるものとする。)及び地域包括ケア推進官二人を置く。

二 上席地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行い、及び地域包括ケア推進官の行う事務を整理する。

三 地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行う。

(上席社会保険監査指導官及び企業年金監査官)

第七百四十六条 保険年金課に、上席社会保険監査指導官一人(関係のある他の職員を含む者をもつて充てられるものとする。)を置く。

一 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に関する事務。

二 支局の所掌事務は、次に掲げる事務をつかさどる。

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支局の所掌事務(麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福

もつて充てられるものとする。)及び企業年金監査指導官一人(関係のある他の職員を含む者をもつて充てられるものとする。)を置く。

二 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百四十八条各号に掲げる事務を行い、及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

三 企業年金監査官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百四十八条第五号に掲げる事務を行う。

(地域医療保険監査指導官)

第七百四十六条の一 管理課に、地域医療保険監査指導官一人を置く。

一 地域医療保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条の二第二号から第五号までに掲げる事務を行なう。

(麻薬取締部に置く課等)

第七百四十七条 麻薬取締部に、調査総務課及び捜査課を置く。

一 前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

(調査総務課の所掌事務)

第七百四十七条 麻薬取締部に、調査総務課は、第七百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

2 前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

(密輸対策・情報官の職務)

第七百四十九条 捜査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。

(密輸対策・情報官の職務)

第七百五十条 密輸対策・情報官は、命を受けたて、第七百三十四条の二に規定する事務を行なう。

(鑑定官の職務)

第七百五十一条 削除

(支局に置く分室)

第七百五十一条の一 支局の所掌事務(次に掲げるものに限る。)を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一 医療監視員に関すること。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(四国厚生支局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務。

四 保険年金課に、上席社会保険監査官及び企業年金監査官

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事



監督に関すること（第十三号に掲げる事務を除く。）。

四 高齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に関すること。

五 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。

六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。

七 失業対策その他雇用機会の確保に関すること。

八 雇用管理の改善に関すること。

九 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、職業の安定に関すること。

十一 公共職業訓練に関すること。

十二 技能検定に関すること。

十三 職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。

十四 勤労青少年の福祉の増進に関すること。

十五 東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の職業安定部は、前項の規定にかかるわらず、同項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号（需給調整事業部の所掌に属するものを除く。）及び第九号から第十四号までに掲げる事務、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の一 需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の二 需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

（需給調整事業部の所掌事務）

百八十八条の六第二号において「請負労働者」という。に關するもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に限る。）及び第十号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第七百六十三条 削除  
（総務部に置く課等）  
第七百六十四条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

第七百六十五条 総務課（会計課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）、労働保険徴収課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）、労働保険適用・事務組合課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）、労働保険徴収室（北海道労働局、宮城労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局を除く。）、前項に掲げる課及び室のほか、宮城労働局、埼玉労働局、東京労働局、新潟労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、香川労働局及び福岡労働局の総務部に、総務調整官一人を置く。）

第七百六十六条 会計課は、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

第七百六十七条 削除  
（会計課の所掌事務）

第七百六十八条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七百六十九条 削除  
（労働保険徴収課の所掌事務）

第七百七十条 及び第七百七一条 削除  
（労働保険徴収室の所掌事務）

第七百七十二条 削除  
（労働保険徴収室は、第七百六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事務並びに労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収室の所掌事務の実施状況の監察に関する事務をつかさどる。）

第七百七十三条 及び第七百七十四条 削除  
（労働保険徴収部に置く課）

第七百七十五条 徴収課（微収課）  
（微収課の所掌事務）

第七百七十六条 徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七百七十七条 徴収課（適用・事務組合課）  
（適用・事務組合課の所掌に属するもの）

六 都道府県労働局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

七 都道府県労働局の所掌事務に關する総合調査に關すること。

八 都道府県労働局の保有する情報の公開に關すること。

九 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に關すること。

十 地方労働審議会の庶務に關すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌に属しないものに關すること。

十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）、第五号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）及び第七号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものと除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

六 都道府県労働局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

七 都道府県労働局の所掌事務に關する総合調査に關すること。

八 都道府県労働局の保有する情報の公開に關すること。

九 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に關すること。

十 地方労働審議会の庶務に關すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌に属しないものに關すること。

十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

四十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

五号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）及び第七号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものと除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

六 都道府県労働局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

七 都道府県労働局の所掌事務に關する総合調査に關すること。

八 都道府県労働局の保有する情報の公開に關すること。

九 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に關すること。

十 地方労働審議会の庶務に關すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌に属しないものに關すること。

十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

二十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十一 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十二 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十三 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十四 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十五 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十六 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十七 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十八 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三十九 都道府県労働局の所掌に属するものを除く。に關すること。

三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること（適用・事務組合課の所掌に属するものを除く）。	四 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収部の所掌事務の実施状況の監察に関すること。
（適用・事務組合課の所掌事務）	第七百七十五条 適用・事務組合課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。	二 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充當及び還付に関すること。
三 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の額の決定に関すること。	四 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収及び経理に関すること。
五 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。	六 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。
（雇用環境・均等部に置く課）	第七百七十六条 雇用環境・均等部に、次に掲げる課を置く。
（企画課の所掌事務）	第七百七十七条 雇用環境・均等部に、次に掲げる企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 都道府県労働局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。	二 都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。
三 雇用環境・均等部の所掌事務に関する総合調整に関すること。	四 広報に関すること。
五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に関すること。	第六百八十三条 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務の実施に関することと（労働基準法及び最低賃金法の施行に関することと並びに労働基準監督官の行う監督することを除く）。
四 労働能力の増進に関する事務の実施に関すること。	第七百八十四条 労働率の増進に関する事務の実施に関する事務をつかさどる。

六 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務の実施に関すること。	七 労働能率の増進に関する事務の企画及び立案に関すること（労働基準法及び最低賃金法の施行に関すること並びに労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。
八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事務の企画及び立案に関すること。	九 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
十 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務の企画及び立案に関する事務をつかさどる。	十一 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
十二 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の企画及び立案に関する事務を企画及び立案すること。	十三 家族労働問題及び家事使用人に関する事務の企画及び立案に関する事務を企画及び立案すること。
十四 女性労働者に特殊な労働条件に関する事務の企画及び立案に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。	十五 女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務の企画及び立案に関する事務を企画及び立案すること。
十六 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務の企画及び立案に関する事務を企画及び立案すること。	十七 前各号に掲げるもののほか、雇用環境・均等部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。
（指導課の所掌事務）	（指導課の所掌事務）

第七百七十六条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七百七十六条の三 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 都道府県労働局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。	一 総合的な労働相談に関すること。
二 都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。	二 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。
三 雇用環境・均等部の所掌事務に関する総合調整に関すること。	三 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務の実施に関すること。
（監督課の所掌事務）	（監督課の所掌事務）

第七百七八十条 賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七百八十二条 賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。	一 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。
二 賃金室の所掌事務	二 賃金室の所掌事務
三 家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。	三 地方最低賃金審議会の庶務に関すること。
四 賃金室の所掌事務	四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く）。
五 賃金室の所掌事務	五 賃金室の所掌事務
六 賃金室の所掌事務	六 賃金室の所掌事務

(健康安全課の所掌事務)

**第七百八十二条** 健康安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

二 労働衛生に關すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に關することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護並びに労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

三 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

**第七百八十三条** (職業対策課及び訓練課の所掌事務)

四 安全課は、前条第一号に掲げる事務をつかさどる。

五 健康課は、第七百八十二条第二号に掲げる事務をつかさどる。

六 石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金の支給に關すること。

七 労働基準法の規定による災害補償の実施に關すること（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

八 政府が管掌する労働者災害補償事業に關すこと（総務部（東京労働局にあつては、労働保険徴収部）の所掌に属するものを除く。）。

九 石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金の支給に關すること。

十 労働者災害補償保険事業に關すこと（労働基準監督官の行う監督に関する事務を除く。）。

十一 公共職業安定所における職業安定部の所掌事務の実施状況の監察に關すること（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

十二 公共職業安定所における職業安定部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すこと。

十三 前各号に掲げるもののほか、職業安定部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十四 職業対策課

十五 雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

十六 職業対策課

十七 雇用調整事業課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

十八 職業安定課（東京労働局及び大阪労働局の職業安定部の職業安定課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務を除く。）、第六号から第十三号までに掲げる事務、職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。）

十九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務をつかさどる。

二十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

**(職業安定課の所掌事務)****第七百八十六条** 職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業安定部の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 労働力需給の調整に關すること。

三 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

四 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

五 学校卒業者その他これに類する者並びに派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）を除く。）に關すること。

六 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に關すること（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

七 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に關すること（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

八 政府が管掌する雇用保険事業に關すること（総務部（東京労働局にあつては、労働保険徴収部）の所掌に属するものを除く。）。

九 労働保険特別会計の労災勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徵収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること。

十 労働保険特別会計の雇用勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徵収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること。

十一 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し雇用保険法に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に關すること。

十二 公共職業安定所における職業安定部の所掌事務の実施状況の監察に關すること（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

十三 前各号に掲げるもののほか、職業安定部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

十四 職業対策課

十五 雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

十六 職業対策課

十七 雇用調整事業課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

十八 職業安定課（東京労働局及び大阪労働局の職業安定部の職業安定課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務を除く。）、第六号から第十三号までに掲げる事務、職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。）

十九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

二十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

**(健康安全課の所掌事務)****第七百八十七条** 健康安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（職業安定法第三十三条第一項に規定する無料職業紹介事業に關する事務をつかさどる。）。

二 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）に關すること並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

三 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）に關すること（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

四 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に關すること（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

五 公共職業訓練課は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 職業紹介事業の実施状況の監察に關すること。

七 職業紹介事業の実施状況の監察に關すること。

八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に關すること。

九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十一 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に關すること。

十二 外国人の職業の安定に關すること。

十三 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

二 訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

三 公共職業訓練課に規定する政策の企画及び立案に關すること。

四 技能検定に關すること。

五 職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に關すること（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。

六 勤労青少年の福祉の増進に關すること。

七 前二号に掲げるもののほか、就職が困難な者の就職の促進その他の雇用機会の確保に關すること。

八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に關すること。

九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十一 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に關すること。

十二 外国人の職業の安定に關すること。

十三 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

二 訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

三 公共職業訓練課に規定する政策の企画及び立案に關すること。

四 技能検定に關すること。

五 職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に關すること（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。

六 勤労青少年の福祉の増進に關すること。

七 前二号に掲げるもののほか、就職が困難な者の就職の促進その他の雇用機会の確保に關すること。

八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に關すること。

九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課を置く。）

十一 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に關すること。

十二 外国人の職業の安定に關すること。

十三 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

二 訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

三 公共職業訓練課に規定する政策の企画及び立案に關すること。

四 技能�定に關すること。

五 職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に關すること（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。

六 勤労青少年の福祉の増進に關すること。



四項において「特別障害給付金法」という。)に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務

四項において「特別障害給付金法」という。)に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。(この場合において、第六十五条规定中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。  
(地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例)  
地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百七十八条各号に掲げる事務(企業年金課にあっては、第七百七十七条各号に掲げる事務)のほか、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)以下この項及び第八項から第十九項までにおける「基金法」という。)附則第十六条第一項に規定する旧給付(第七項から第九項までにおいて單に「旧給付」という。)の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。  
地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百七十八条各号に掲げる事務(企業年金課にあっては第七百七十七条各号に掲げる事務)のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保そのための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。第十二項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(次号において「存続厚生年金基金」という。)の監督であること。  
二 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務(存続厚生年金基金に限るもの。)(地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官及び保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例)  
地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官及び保険年金課上席社会保険監査指導官は、第七百二十七条の二第二項及び第七百二十七条の三第二項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。

(四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例)

四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官は、第七百四十六条第二項に掲げる事務のほか、旧給附の支給が行われる間、命を受け取て、金法附則第十九条第三項の規定により審査をつける基準第一項の規定による

み替えられた基金法第十条第一項の規定による  
委託を受けた者の監督に関する事務を行う。

（地方公務員俸給規則全般会計課社会保険監査指導官の職務の特例）

地方厚生局健康福祉部企業年金課社会保険監査指導官は、第七百二十七条の二第三項に掲げる事務のほか、日給付の支給並行つける間、命

る事務のはがきの送付の支給が行われる間、前項の規定を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定に

より読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行

う。  
（也）万厚主局手金指揮課及び手金管理課並びに

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

9  
地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の

四各号に掲げる事務（年金指導課にあつては、第七百一条の二各号に掲げる事務）のほ

第七百十一条の二の二(名号は掲げる事務)のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するた

めに必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに  
四国支局年金管理課は、第二百一六の二〇

四国厚生支局年金管理課は 第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあつては、

第七百十条の二の二各号に掲げる事務)のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 平成二十五年厚生年金等改正法の規定によ  
る改定金又は改定金へに号二〇一「平成二

る徴収金及び加算金（次号において「平成十五年厚生年金等改正法徴収金等」という。）

の収納を行う職員の認可に関すること。

国税通則法第四十六条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の

猶予及び同法第四十九条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法敷取金等の納付

月二十三日午後三時半より、里見三四郎の猶予の取消しをいう。)に関する事。

(地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例)

地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十一条の二の各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、

第七百十一条の二の三各号に掲げる事務)のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務  
二 特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務に關する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他関係機関との連絡調整に関すること。  
**附 則** (平成二年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号)  
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成三年一月一九日厚生労働省令第七号)  
この省令は、平成十三年一月二十一日から施行する。ただし、別表第七茨城県の部龍ヶ崎の項並びに埼玉県の部大宮の項及び春日部の項の改正規定は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成三年二月二二日厚生労働省令第一五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成三年二月二八日厚生労働省令第一九号)  
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。  
**附 則** (平成三年三月三〇日厚生労働省令第一二号)  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。  
2 この省令による改正後の第三条第一項の企画官二十人のうち一人は、平成十五年三月三十一日まで置かれるものとする。  
**附 則** (平成三年四月二七日厚生労働省令第一二一号)  
この省令は、平成十三年五月一日から施行する。  
**附 則** (平成三年五月二五日厚生労働省令第一二六号)  
この省令は、平成十三年六月一日から施行する。  
**第一条** この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則（平成一三年七月二日厚生労働省令第一三五号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条第二項の改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号）抄**  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十三年十月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年九月二八日厚生労働省令第一九五号）**  
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一五号）**  
この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一六号）**  
この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年一二月二十五日厚生労働省令第二三四号）抄**  
(施行期日)  
この省令は、平成十四年一月一日から施行する。  
**附 則（平成一三年一二月二八日厚生労働省令第二三五号）**  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則（平成一四年一月二一日厚生労働省令第七号）抄**  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。  
**附 則（平成一四年二月一日厚生労働省令第一一号）**  
この省令は、平成十四年二月二日から施行する。  
**附 則（平成一四年二月二日厚生労働省令第一四号）抄**  
この省令は、保健婦育産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。  
**附 則（平成一四年二月二七日厚生労働省令第一七七号）**  
この省令は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

<p>二 别表第八神奈川の項の改正規定 平成十四年 年三月二十五日</p> <p>三月三十一日</p> <p>別表第七三重の項の改正規定の施行の日前に 労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續 又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の 規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働 基準監督署長が行つたものとみなす。</p>	<p>2 别表第七三重の項の改正規定の施行の日前に 労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續 又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の 規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働 基準監督署長が行つたものとみなす。</p>
附 則 (平成十四年三月一三日厚生労働省令第二十七号) 抄	(施行期日)
第一條 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附 則 (平成十四年三月二六日厚生労働省令第三一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成十四年三月二六日厚生労働省令第三一号) 抄
(申請、処分等に関する経過措置)	(申請、処分等に関する経過措置)
2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。	2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申し込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対し行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申し込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対し行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。	3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申し込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対し行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
(施行期日)	(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令による改正後の第三条第一項の企画官二十一人のうち一人は、平成十五年三月三十日まで置かれるものとする。
(施行期日)	(施行期日)
附 則 (平成十四年四月一日厚生労働省令第五七号) 抄	(施行期日)





行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対しても、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは

その長に對して行われた求人若しくは求職の申込み、申請届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対してもうたはその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対しに行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局事務所若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対してもうたは社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

省令第一号) (平成一七年一月一日厚生労働省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一(二) 福岡検疫所三角出張所の項の改正規定、別表第四熊本の款熊本の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五熊本の款宇城の項位置の欄及び管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七熊本社会保険事務局の款熊本東の項第三欄及び第五欄の改正規定は、平成十七年一月十五日から、別表第四愛媛の款新居浜の項管轄区域の欄の改正規定及び同款今治の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第五愛媛の款今治の項管轄区域の欄の改正規定及び同款新居浜の項管轄区域の欄の改正規定は、同年一月十六日から、別表第四静岡の款磐田の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五静岡の款掛川の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七静岡社会保険事務局の款(掛川)の項第二欄の改正規定は、同年一月十七日から施行する。

区域の欄の改正規定及び別表第七福岡社会保険事務局の款東福岡の項第三欄の改正規定は、平成十七年一月二十四日から施行する。  
**附 則**（平成一七年二月一日厚生労働省  
令第一号）  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。ただ

し、別表第四岐阜の款関の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表広島の款広島中央の項管轄区域の欄の改正規定、同款吳の項管轄区域の欄の改正規定及び同款三原の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五岐阜の款関の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表広島の款広島西条の項管轄区域の欄の改正規定、同款三原の項管轄区域の欄の改正規定及び同款竹原の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七岐阜社会保険事務局の款美濃加茂の項第三欄の改正規定並びに同表広島社会保険事務局の款吳の項第三欄の改正規定及び同款三原の項第三欄の改正規定は、平成十七年二月七日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対し行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対し行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年二月一〇日厚生労働省令第一五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十七年二月十一日から施行する。ただし、別表第四山梨の款都留の項管轄区域の欄の改正規定、同表岐阜の款恵那の項管轄区域の欄の改正規定及び同表山口の款下関の項管轄区域の欄の改正規定及び同款大月の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五山梨の款大月の項管轄区域の欄の改正規定及び同款

恵那の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表山口の款下関の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七山梨社会保険事務局の款(大月)の項第三欄の改正規定、同表岐阜社会保険事務局の款多治見の項第三欄の改正規定及び同表山口公社保険事務局の款下関の項第三欄の改正規定は同年同月十三日から別表第四滋賀の款長浜の

尾鷲の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五三重の款  
行する。この省令は、平成十七年二月二十八日から施  
行する。ただし、別表第四山口の款下松の項管  
轄区域の欄の改正規定及び同表滋賀県  
の款長浜の項管轄区域の欄の改正規定並びに別  
表第七滋賀社会保険事務局の款（彦根）の項第  
三欄の改正規定中「東近江市」を「東近江市  
米原市」に改める部分は同年同月十四日から施  
行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に労働基準監督署長に対し  
て行われた許可、認定その他の処分の申請、届  
出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が  
行った許可、認定その他の処分等は、この省令  
による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新  
規則」という。）の規定により当該事務を取り扱  
うこととされた労働基準監督署長に対して行わ  
れ、又はその労働基準監督署長が行つたもの  
とみなす。

この省令の施行前に公共職業安定所若しくは  
その長に対し行われた求人若しくは求職の申  
込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所  
若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規  
定により当該事務を取り扱うこととされた公共  
職業安定所若しくはその長に対し行われ、又  
はその公共職業安定所若しくはその長が行つた  
ものとみなす。

この省令の施行前に社会保険事務所若しくは  
は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分  
等は、新規則の規定により当該事務を取り扱う  
こととされた社会保険事務所若しくはその長に  
対して行われ、又はその社会保険事務所若しく  
はその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一七年二月一五日厚生労働  
省令第一七号）

この省令は、平成十七年一月十七日から施行  
する。

轄区域の欄の改正規定及び同款岩国市の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第五山口の款柳井の項管轄区域の欄の改正規定は、同年同月二十一日から施行する。  
**附 則**（平成一七年二月二五日厚生労働省令第二二号）  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

し、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定は、同日以後に児童福祉社として任用しようとする者について適用する。

**附 則（平成一七年二月一八日厚生労働省令第二四号）**

（施行期日）

この省令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四大分の款佐伯の項目管轄区域の欄の改正規定、別表第五大分の款佐伯の項目管轄区域の欄の改正規定及び別表第七大分社会保険事務局の款佐伯の項第三欄の改正規定 平成十七年三月三日

二 別表第四岡山の款和気の項目管轄区域の欄の改正規定、別表第五岡山の款岡山の項目管轄区域の欄の改正規定及び同款和気の項目管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七岡山社会保険事務局の款岡山東の項第三欄及び第五欄の改正規定 平成十七年三月七日

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対て行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

**附 則（平成一七年三月一一日厚生労働省令第二八号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一七年三月一八日厚生労働省令第三一号）**

（施行期日）

この省令は、平成十七年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四新潟の款糸魚川の項目管轄区域の欄の改正規定 別表第五新潟の款糸魚川の項目管轄区域の欄

二 別表第四広島の款広島中央の項管轄区域の欄の改正規定、同款吳の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七新潟社会保険事務局の款上越の項第三欄の改正規定  
平成十七年三月十九日

（施行期日）  
（この省令は、平成十七年三月二十八日から施行する。）

附 則（平成一七年三月一八日厚生労働省令第三二号）

（申請、処分等に関する経過措置）

1 この省令の施行前に社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長に対し行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後、厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対し行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

2 この省令の施行前に社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長にして行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後、厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長にして行われたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）  
2 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対し行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。  
附 則（平成一七年三月三一日厚生労働省省令第五五号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（申請、処分等に関する経過措置）  
2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長にに対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。  
3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。  
4 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。  
（施行期日）  
附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七六号）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。  
(申請、処分等に関する経過措置)

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対し  
て行われた許可、認定その他の処分の申請、届  
出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が  
行つた許可、認定その他の処分等は、この省令  
による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新  
規則」という。）の規定により当該事務を取り扱  
うこととされた労働基準監督署長に対して行  
われ、又はその労働基準監督署長が行つたもの  
とみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくは  
その長に對して行われた求人若しくは求職の申  
込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所  
若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規  
定により当該事務を取り扱うこととされた公共  
職業安定所若しくはその長に對して行われ、又  
はその公共職業安定所若しくはその長が行つた  
ものとみなす。

4 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務  
所若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長  
に對して行われた申請、届出、請求等又は地方  
社会保険事務局事務所若しくは社会保険事  
務所若しくはそれらの長に對して行われ、又は  
その地方社会保険事務局事務所若しくは社会保  
険事務所若しくはそれらの長が行つたものとみ  
なす。

附 則 （平成一七年四月一日厚生労働省  
令第八〇号）

この省令は、国の補助金等の整理及び合理化  
等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法  
律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行  
する。

附 則 （平成一七年四月八日厚生労働省  
令第八六号）

この省令は、平成十七年四月十日から施行す  
る。

附 則 （平成一七年四月二二日厚生労働  
省令第九〇号）

この省令は、平成十七年四月二十五日から施  
行する。

**附 則** (平成一七年四月二八日厚生労働省令第九四号)  
この省令は、平成十七年五月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月一〇日厚生労働省令第一〇二号)  
この省令は、平成十七年六月十三日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月三〇日厚生労働省令第一〇六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、別表第五岡山の款玉島の項目管轄区域の欄の改正規定は、同年同月二日から施行する。  
(申請、処分等に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対し行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に對し行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

**第三条** この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に對し行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に對し行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

**附 則** (平成一七年七月六日厚生労働省令第一一三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十七年七月七日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月一四日厚生労働省令第一一八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十七年八月一日から施行する。



**附 則**（平成一八年二月一〇日厚生労働省令第一三号）  
この省令は、平成十八年二月十一日から施行する。

附則（平成二八年七月七日厚生労働省令第一五号）

**（旅行期日）**  
**一条** この省令は、平成十八年二月二十日から

## 施行する。

**二条** この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長に対し行われ

た申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局  
社会保険事務室若しくはその長が行つた処分等

は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされ

見の規定に、(一)該事務を取扱つたる社会保険事務所若しくはその長に対て行わ  
れ、又はその社会保険事務所若しくはその長が

又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附則（平成一八年二月二四日厚生労働省令第一六号）

この省令は、平成十八年一月二十七日から施行する。

附 則（平成一八年二月二八日厚生労働省令第一七号）

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

別表第四福井の款政買の頃管轄区域の闘の故号に定める日から施行する。

別表第四福井の新穀賀の項管轄区域の概の改正規定、別表第五福井の款小浜の項管轄区域の

欄の改正規定及び別表第七福井社会保険事務局の款敦賀の項第三欄の改正規定 平成十八年三

別表第五北海道の款北見の項管轄区域の欄の  
月三日

改正規定及び同款網走の項管轄区域の欄の改正

附 則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）

この省令は、平成十八年三月十五日から施行する。

附則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）

省令第三二号 指

**一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月一七日厚生労働省令第三九号）抄













新潟検疫所横須賀・三崎出張所	新潟検疫所新潟空港出張所	新潟市東区
新潟検疫所直江津出張所	新潟市港町	上越市秋ヶ島
新潟検疫所伏木富山出張所	富岡市伏木錦町	高岡市伏木錦町
新潟検疫所金沢・七尾出張所	金沢市湊	小松市浮柳町
新潟検疫所小松空港出張所	豊橋市神野ふ頭	牧之原市坂口
名古屋検疫所焼津出張所	半田市十一号地	焼津市中港
名古屋検疫所静岡空港出張所	尾鷲市南陽町	高岡市秋ヶ島
名古屋検疫所三河・福江出張所	敦賀市港町	小松市浮柳町
名古屋検疫所衣浦出張所	福井県大飯郡高浜町	豊橋市神野ふ頭
名古屋検疫所尾鷲・勝浦出張所	舞鶴市字下福井	半田市十一号地
大阪検疫所敦賀出張所	岸和田市新港町	尾鷲市南陽町
大阪検疫所浜田出張所	浜田市長浜町	半田市十一号地
大阪検疫所内浦出張所	海南市下津町	焼津市中港
大阪検疫所岡山空港出張所	岡山市北区	高岡市秋ヶ島
大阪検疫所和歌山下津出張所	倉敷市水島福崎	小松市浮柳町
大阪検疫所境出張所	吳市宝町	豊橋市神野ふ頭
広島検疫所米子空港出張所	福山市東手城町	半田市十一号地
広島検疫所浜田出張所	宇都宮新町	尾鷲市南陽町
広島検疫所岡山空港出張所	周南市徳山港町	半田市十一号地
広島検疫所水島出張所	小松島市小松島町	焼津市中港
広島検疫所徳島小松島出張所	坂出市入船町	高岡市秋ヶ島
広島検疫所坂出出張所	高松市香南町	小松島市小松島町
広島検疫所宇部出張所	新居浜市西原町	坂出市入船町
広島検疫所徳山下松・岩国出張所	四国中央市三島	高松市香南町
広島検疫所高松空港出張所	高知市桟橋通	新居浜市西原町
広島検疫所松山出張所	紙屋町	四国中央市三島
広島検疫所新居浜出張所		高松市香南町
広島検疫所三島川之江出張所		新居浜市西原町
広島検疫所高知出張所		四国中央市三島

福岡検疫所北九州空港出張所	北九州市小倉南区
福岡検疫所三池出張所	大牟田市新港町
福岡検疫所佐賀空港出張所	佐賀市川副町
福岡検疫所唐津出張所	唐津市二夕子
福岡検疫所伊万里出張所	伊万里市山代町
福岡検疫所佐世保出張所	佐世保市干尽町
福岡検疫所長崎空港出張所	大村市箕島町
福岡検疫所水俣・八代出張所	水俣市大字月浦
福岡検疫所熊本空港出張所	対馬市厳原町
福岡検疫所水俣・八代出張所	伊万里市山代町
福岡検疫所佐伯出張所	佐伯市千尽町
福岡検疫所大分空港出張所	宇城市三角町
福岡検疫所宮崎空港出張所	熊本県上益城郡
福岡検疫所細島出張所	益城町
福岡検疫所串木野・喜入出張所	大分市大字海原
福岡検疫所鹿児島空港出張所	宇城市安岐町
福岡検疫所志布志出張所	宮崎市大字赤江
那覇検疫所石垣出張所	無番地
那覇検疫所金武・中城出張所	日向市大字日知
那覇検疫所平良出張所	屋宇堀川
福岡検疫所志布志出張所	鹿児島市喜入中
福岡検疫所志布志出張所	霧島市溝辺町
福岡検疫所志布志出張所	志布志市志布志
那覇検疫所志布志出張所	志布志市平良字下里
那覇検疫所志布志出張所	石垣市浜崎町
那覇検疫所志布志出張所	うるま市与那城
那覇検疫所志布志出張所	平安座坂原
那覇検疫所志布志出張所	青森市登米市
那覇検疫所志布志出張所	群馬県吾妻郡草津町
那覇検疫所志布志出張所	東村山市御殿場市
那覇検疫所志布志出張所	瀬戸内市
那覇検疫所志布志出張所	高松市
別表第三 国立ハンセン病療養所（第四百七十四）	名称
別表第三 国立ハンセン病療養所（第四百七十四）	位置
國立療養所松丘保養園	青森市
國立療養所東北新生園	青森市
國立療養所栗生樂泉園	群馬県吾妻郡草津町
國立療養所多磨全生園	東村山市
國立駿河療養所	御殿場市
國立療養所長島愛生園	瀬戸内市
國立療養所邑久光明園	高松市
國立療養所大島青松園	高松市
國立療養所菊池恵楓園	高松市
合志市	合志市

道海北		名県府道都		別表第四 労働基準監督署（第七百八十九条関係）	別表第三の三 四国厚生支局の分室（第七百五十一条の二関係）		九州厚生局
小樽	函館	東札幌	中央札幌		名称	名称	
小樽市	函館市	厚別区	札幌市	北区	地所（支署在）	位置	管轄区域
郡、磯谷郡、島牧郡、虻田郡	郡、小樽市、島牧郡、寿都郡	郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚	函館市、北斗市、松前町、檜山郡、爾志郡、石狩	札幌市のうち中央区、北区、南区、西区、手稲区、石狩市（滻川労働基準監督署の管轄区域を除く。）	札幌市のうち白石区、東区、厚別区、豊平区、清田区、江別市、恵庭市、北広島市、石狩	那覇市、鹿児島市、松山市、高知市、愛媛県、高知県	管轄区域
山口市	岡山市	岡山県	長崎市	佐賀市	熊本市	大分市	熊本県
山口県	岡山県	島根県	長崎県	佐賀県	宮崎県	大分県	宮崎県

牧苦小	室蘭	北見		滝川	帯広		旭川	沢岩見	安(俱知)	
市苦小牧	室蘭市	北見市		滝川市	帯広市		旭川市	市岩見沢	安町(虻田郡俱知)	
老郡、勇払郡	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡のうち豊浦町、洞爺湖町、有珠郡	北見市、網走市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡のうち遠軽町、湧別町		芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡のうち奈井江町、上砂川町、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡(旭川労働基準監督署の管轄区域を除く。)	帯広市、河東郡、河西郡、広尾郡、中川郡(名寄労働基準監督署の管轄区域を除く。)、十勝郡、足寄郡、上川郡のうち新得町、清水町、雨竜郡のうち幌加内町		旭川市、富良野市、上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加内町	唄市、三笠市、空知郡、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡のうち南幌町、夕張郡、樺戸郡のうち月形町、浦臼町	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡のうち南幌町、夕張郡、樺戸郡のうち月形町、浦臼町	(室蘭労働基準監督署の管轄区域を除く。)、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡

形山		田秋						城宮								花巻						
米沢	山形	本荘	大曲	横手	大館	能代	秋田	瀬峰	原	大河	古川	石巻	仙台	二戸	渡	大船	一関		花巻市			
米沢市	山形市	庄市	由利本 大仙市	横手市	大館市	能代市	秋田市	栗原市	町	柴田郡	大崎市	石巻市	仙台市	二戸市	市	大船渡	一関市		花巻市			
郡市	東置賜郡、西置賜	米沢市、長井市、南陽	郡	由利本荘市、上山市、寒河 郡、西村山郡	郡	大仙市、仙北市、仙北	郡	横手市、湯沢市、雄勝	郡	大館市、鹿角市、北秋 田市、北秋田郡、鹿角	能代市、山本郡	登米市、栗原市	白石市、男鹿市、潟上 市、南秋田郡	大崎市、加美郡、遠田 郡、黒川郡	郡	松島市、牡鹿郡、本吉 郡、柴田郡、伊具郡	石巻市、気仙沼市、東 市、多賀城市、岩沼市 、富谷市、亘理郡、宮 代村、九戸郡	仙台市、塩釜市、名取 郡、下閉伊郡のうち普 通、氣仙郡	久慈市、二戸市、二戸 郡、下閉伊郡のうち普 通、氣仙郡	一関市、奥州市のうち 市（一関労働基準監督 署の管轄区域を除く。） 和賀郡、胆沢郡	花巻市、北上市、遠野 市のうち宮守町、奥州 市（一関労働基準監督 署の管轄区域を除く。） 前沢、衣川、西磐井郡	郡

葉 千							川 越								
茂原	津木更	銚子	柏	船橋	千葉	秩父	行田	所沢	部春日	川越市	熊谷	川口			
茂原市	市木更津	銚子市	柏市	船橋市	中央区	千葉市	秩父市	行田市	所沢市	市春日部	川越市	熊谷市	川口市		
み市、安房郡	茂原市、長生郡、東隅郡	、香取郡のうち東庄町	、銚子市、旭市、匝瑳市	、柏市、流山市、我孫子市	、船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市	千葉市、市原市、四街道	道市	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、赤城台、新井、上会下、北根、屈巣、境、閑新田、広田	所沢市、飯能市、狭山区、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡	さいたま市のうち岩槻区、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、南埼玉郡、北葛飾郡	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡（所沢労働基準監督署の管轄区域を除く）、比企郡、秩父郡のうち東秩父村	市大里郡、児玉郡	川口市、蕨市、戸田市	川口市、蕨市、戸田市	桶川市、北本市、北足立郡

鴻新			川奈神														
上越	長岡	新潟	原相模	厚木	原小田	藤沢	平塚	賀横須	鶴見	北川崎	南川崎	西横浜	北横浜	南横浜			
上越市	長岡市	中央区 新潟市	区市中央 相模原	厚木市	市小田原	藤沢市	平塚市	市横須賀	鶴見区 横浜市	高津区 川崎市	川崎区 川崎市	谷区 横浜市	保土ヶ谷区 横浜市	港北区 横浜市	中区 横浜市	金沢区 横浜市	、東久留米市、西東京 区、港南区、磯子区、横浜市のうち中区、南区、港北区、緑区
越市	糸魚川市、妙高市、上り羽郡 く。)、柏崎市、三島郡	長岡市 新潟市 監督署の管轄区域を除く。	相模原市 く。) 新潟市（新津労働基準監督署の管轄区域を除く。）	足柄上郡、足柄下郡 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市 、愛甲郡	小田原市、南足柄市、藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	原市、中郡 平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡 浦市、三浦郡	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡	署の管轄区域を除く。 (川崎南労働基準監督署の管轄区域を除く。)	高津区、多摩区、宮前区、麻生区 川崎市のうち中原区、川崎市、川崎区のうち扇島区、幸区、横浜市鶴見区のうち扇島区、横浜市、戸塚区、泉区、瀬谷区、青葉区、都筑区	川崎市のうち川崎区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区 川崎市、中原区、川崎区のうち扇島区、幸区、横浜市鶴見区のうち扇島区、横浜市、戸塚区、泉区、瀬谷区、青葉区、都筑区	、東久留米市、西東京 区、港南区、磯子区、横浜市のうち中区、南区、港北区、緑区						

井 福			川 石				山 富								新 津		三 条				
武 生	敦 賀	福 井	穴 水	七 尾	小 松	金 沢	砾 波	魚 津	高 岡	富 山	佐 渡	町 十 日		小 出	田 新 發						
越 前 市	敦 賀 市	福 井 市	穴 水 町	鳳 珠 郡	七 尾 市	小 松 市	金 沢 市	砾 波 市	魚 津 市	高 岡 市	富 山 市	佐 渡 市	町 十 日 町		魚 沼 市	新 津 市	新 發 田	三 条 市			
郡、南条郡、越前市、丹生郡	郡、鯖江市、大飯郡、敦賀市、小浜市、三方上中	郡、福井市、吉田郡	郡、輪島市、珠洲市、鳳珠	郡、七尾市、能美郡	郡、市、能美郡	郡、山市、野々市市、河北	郡、金沢市、砺波市、小矢部市、南	郡、市、中新川郡、下新川	市、高岡市、氷見市、射水	市、高岡市、滑川市、黒部	市、富山市	佐 渡 市	十 日 町 市、中魚沼郡	、南魚沼市、南魚沼郡	長岡市、川口木沢、川口	麦山、川口峠、川口中	島、川口荒谷、川口牛ヶ	長岡市のうち川口相川、南区、五泉市、東蒲原	新潟市、原郡、岩船郡	新潟市、胎内市、北蒲原	三条市、加茂市、見附

野 長											梨 山					
大 町	伊 那	小 諸	中 野	飯 田	上 田	岡 谷	長 野		松 本	鰐 沢	都 留	甲 府	大 野	大 野	大 野	
大 町 市	伊 那 市	小 諸 市	中 野 市	飯 田 市	上 田 市	岡 谷 市	長 野 市		松 本 市	鰐 沢	都 留 市	甲 府 市	大 野 市	大 野 市	大 野 市	
郡 区 域 を 除 く。)、北安曇	伊 那 郡	伊 那 市	久 郡、北 佐 久 郡	小 諸 市、佐 久 市、南 佐	内 郡	井 郡、牛 島、若 稔 保 科、上 高	綿 内、若 稔 保 科、下 高 井 郡、下 水	市、長 野 市 の う ち 若 稔 保 科、上 高	長 野 市 (中 野 労 働 基 準 )、明 科 七 貴、明 科 光、明 科 南 陸 郡	監 督 署 の 管 轄 区 域 を 除 く。)、千 曲 市、上 水 内	松 本 市 (大 町 労 働 基 準 )、木 曽 郡、東 筑 摩 郡	都 留 郡、北 都 留 郡	大 月 市、上 野 原 市、南	杜 市、甲 斐 市、笛 吹 市	甲 府 市、山 梨 市、韮 嵐 市、南 ア ル プ ス 市、北	大 野 市、勝 山 市

知 愛				岡 静								阜 岐						
屋 東 名 古	屋 南 名 古	屋 西 名 古	屋 北 名 古	島 田	磐 田	富 士	三 島	沼 津	靜 岡	浜 松	岐 阜	閑	見 多 治	高 山	大 垣	岐 阜		
区 市 天 白 名 古 屋	市 港 区 名 古 屋	区 市 中 村 名 古 屋	市 東 区 名 古 屋	島 田 市	磐 田 市	富 士 市	三 島 市	沼 津 市	靜 岡 市	浜 松 市	岐 阜 市	閑 市	見 多 治 見	高 山 市	大 垣 市	岐 阜 市		
市、愛 知 郡	、昭 和 区、瑞 德 区、熱 田 区、綠 区、名 東 区、天 白 区、豐 明 市、日 進	名 古 屋 市 の う ち 中 川 区	古 屋 市、西 春 日 井 郡	名 古 屋 市 の う ち 千 種 区	春 日 井 市、小 牧 市	北 区、中 区、守 山 区、	島 田 市、燒 津 市、藤 枝 市、牧 之 原 市、榛 原 郡	磐 田 市、御 前 崎 市、掛 川 市、菊 川 市	富 士 市、周 智 郡、伊 豆 の 国 市、賀 茂 郡	沼 津 市、熱 海 市、三 島 市、伊 東 市、下 田 市、伊 豆 市、伊 東 市	靜 岡 市	浜 松 市	茂 市、加 茂 郡	多 治 見 市、瑞 浪 市、土 可 見 市、可 見 郡	高 山 市、飛 驥 市、下 呂 市	大 垣 郡、不 破 郡、安 八 郡	原 市、山 總 市、瑞 穂 市、本 巢 市、羽 島 郡、本 亂 市、海 津 市、養 老 郡、大 垣 市、海 津 市、養 老 郡、安 八 郡	岐 阜 市、羽 島 市、各 務 市

都 京			賀 滋				重 三									豐 橋				
下 京 都	上 京 都	江 東 近	彦 根	大 津	熊 野	伊 賀	伊 势	津	松 阪	市 四 日	江 南	刈 谷	瀬 戸	津 島	半 田	一 宮	豐 田	岡 崎	豐 橋	
下 京 都	京 都 市	中 京 都 市	市 東 近 江	彦 根 市	大 津 市	熊 野 市	伊 賀 市	伊 势 市	津 市	市 四 日 市	江 南 市	刈 谷 市	瀬 戸 市	津 島 市	半 田 市	一 宮 市	豐 田 市	岡 崎 市	豐 橋 市	
乙 訓 郡	、長 岡 京 市、山 科 区、南 区	京 都 市 の う ち 下 京 区、右 京	中 京 区、西 京 区、北 区	生 郡	近 江 八 幡 市、甲 賀 市、蒲 市	彦 根 市、長 浜 市、米 原 市	高 島 市	市、愛 知 郡、大 上 郡	大 津 市、栗 東 市、野 洲 市	尾 鷲 市、熊 野 市、北 斧 市	伊 势 市、南 牟 婁 郡	津 市、鈴 鹿 市、龜 山 市	郡、三 重 郡	な べ 市、桑 名 郡、員 弁 市	四 日 市 市、桑 名 市、い い 市	刈 谷 市、碧 南 市、安 城 市	瀬 戸 市、大 山 市、岩 倉 市	市、あ ま 市、海 部 郡	市、常 滑 市、東 海	市、新 城 市、田 原 市、北 訓 郡

山 歌 和		良 奈											庫 兵		茨 木			
御 坊	山 和 歌	大 淀	桜 井	葛 城	奈 良	淡 路	相 生	但 馬	西 脇	川 加 古	西 宫	伊 丹	姫 路	尼 嶠	西 神 戸	東 神 戸	茨 木 市	
御坊市	市 和 歌 山	大 淀 町	吉 野 郡	桜 井 市	田 市 大 和 高	奈 良 市	洲 本 市	相 生 市	豊 岡 市	市 加 古 川	西 宫 市	伊 丹 市	姫 路 市	尼 嶠 市	兵 庫 区	神 戸 市 中 央 区	茨 木 市	
郡、日高郡（田辺労働	有 田 市	和 歌 山 市	出 市 海 草 郡	五 條 市	吉 野 郡（桜 井 うち 東 吉 野 村）	大 和 高 田 市	大 和 郡 山 市	天 理 市	御 所 市	宇 陀 市	櫻 井 市	宇 陀 郡	吉 野 郡	区	北 区、垂 水 区、西 区	神 戸 市 の う ち 兵 庫 区、長 田 区、須 磨 区	茨 木 市、高 橋 市、吹 田 市、摂 津 市、三 島 郡	
区域を除く。）	有 田 市	御 坊 市	御 坊 市	和 歌 山 市	海 南 市	岩 岩	勞 動 基 準 監 督 署 の 管 脇	郡、北 葛 城 郡	葛 城 郡	高 市 郡	郡、宇 陀 郡	吉 野 郡	市、神 戸 市 の う ち 東 灘 区	西 宫 市、芦 屋 市、宝 塚 市、丹 波 篠 山 市、川 辺 市	伊 丹 市、川 西 市、三 田 市	姫 路 市、宍 粟 市、た つ の 市、神 崎 郡、揖 保 郡	神 戸 市 の う ち 灘 区、中 央 区	茨 木 市、高 橋 市、吹 田 市、摂 津 市、三 島 郡

岡 福				知 高				媛 愛								
米 久 留	田 大 牟	東 福 岡	中 福 岡	安 芸	十 四 万	須 崎	高 知	島 宇 和	浜 八 幡	今 治	浜 新 居	松 山	が わ 東 カ	寺 觀 音		
市 久 留 米	市 大 牟 田	東 区 福 岡 市	中 福 岡 区	安 芸 市	市 四 万 十	須 崎 市	高 知 市	市 宇 和 島	市 八 幡 浜	今 治 市	市 新 居 浜	松 山 市	わ 市 東 カ が	市 觀 音 寺		
郡 市 久 留 米	大 牟 田 市	、糟 屋 郡	福 岡 市 の う ち 東 区 、宗 那 琴 川 市	福 岡 市 の う ち 安 芸 郡	博 多 区 、南 区 、西 区 、野 市 、春 日 市 、大 野 城 市 、太 宰 府 市 、糸 岛 市	城 南 区 、早 良 区 、筑 繁 野 市 、春 日 市 、大 野 城 市 、太 宰 府 市 、糸 岛 市	土 佐 市 、須 崎 市 、吾 川 郡 の う ち 仁 淀 川 町 、高 岡 郡	宇 和 島 市 、北 宇 和 郡 、 南 宇 和 郡	八 幡 浜 市 、大 洲 市 、西 予 市 、西 宇 和 郡 、喜 多 く )	今 治 市 ( 新 居 浜 労 働 基 準 監 督 署 の 管 轄 区 域 を 除 く ) 、越 智 郡	市 、四 国 中 心 市	阪 島 、新 居 浜 市 、西 条 市 、伊 予 郡 、上 浮 穴 郡	松 山 市 、伊 予 市 、東 温 市	さ ん き 市 、東 カ が わ 市	觀 音 寺 市 、三 豊 市	歌 郡 、飯 山 町 、坂 出 市 、綾

崎長			賀佐									北九州市のうち八幡西区、若松区、戸畠区、門司区、小倉南区		飯塚市		市、朝倉郡、三井郡、三潴郡	
江迎	保佐世	長崎	里伊万	武雄	唐津	佐賀	八女	行橋	直方	田川	司(一門)	州東九	北九州	州西九	北九州市	飯塚市	
市佐世保	市佐世保	長崎市	市伊万里	武雄市	唐津市	佐賀市	八女市	行橋市	直方市	田川市	司(北九州市門)	北九州市	市小倉	市八幡西区	八幡東区、中間市、遠賀郡	飯塚市、嘉麻市、嘉穂町	
佐々町	佐世保市のうち江迎町 浦市、北松浦郡のうち 浦町町、平戸市、松浦郡の管轄区域を除く。	佐世保市(江迎労働基準監督署の管轄区域を除く)、東彼杵郡(諫早労働基準監督署の管轄区域を除く)、北松浦郡(江迎労働基準監督署の管轄区域を除く)、北松浦郡のうち	郡	佐世保市(江迎労働基準監督署の管轄区域を除く)、東彼杵郡(諫早労働基準監督署の管轄区域を除く)、北松浦郡のうち	長崎市、五島市、西海市、杵島郡、藤津郡、伊万里市、西松浦郡	武雄市、鹿島市、嬉野市、西彼杵郡、南松浦郡	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、三養基郡	行橋市、筑後市、八女市	郡、筑上郡	田川市、田川郡	田川市、宮若市、鞍手	田川市、田川郡	北九州	市小倉	市八幡西区	八幡東区、中間市、遠賀郡	飯塚市、嘉麻市、嘉穂町

行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	繩沖								川内			
	那霸市	木加治	鹿屋市	薩摩川内市	薩摩川							
	名瀬	奄良市	鹿屋市	鹿屋市、垂水市、曾於郡	出水市、薩摩郡							
1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	山八重	宮古	名護	沖縄	那霸市	奄良市	奄美市	奄美市、大島郡	那霸市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護労働基準監督署の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町	那霸市、浦添市、糸満市、志布志市、曾於郡、肝属郡	、出水市、薩摩郡	水郡
2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	石垣市	市宮古島	名護市	沖縄市	那霸市	奄良市	奄美市	奄美市、大島郡	那霸市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護労働基準監督署の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町	那霸市、浦添市、糸満市、志布志市、曾於郡、肝属郡	、出水市、薩摩郡	水郡
		石垣市、八重山郡	宮古島市、宮古郡	名護市、國頭郡（沖縄労働基準監督署の管轄区域を除く。）、島尻郡のうち伊是名村、伊平屋村、恩納村	那霸市	奄良市	奄美市	奄美市、大島郡	那霸市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護労働基準監督署の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町	那霸市、浦添市、糸満市、志布志市、曾於郡、肝属郡	、出水市、薩摩郡	水郡

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

室蘭	釧路	川(砂)川(深)	滝川	市(余)市(余)	小樽	紋別	軽(遠)	幌(美)	北見	田(池)
室蘭市	釧路市	市(砂)市(深川)	滝川市	町(余市)	小樽市	紋別市	町(遠軽)	郡(網走)町(幌走)	北見市	町(中川)郡(池田)
町、洞爺湖町、有珠郡 市、虻田郡のうち豊浦 市、室蘭市、登別市、伊達	白糖郡	釧路市、釧路郡、厚岸 郡、川上郡、阿寒郡、	芦別市、赤平市、滝川 市、砂川市、歌志内 市、深川市、石狩市の うち浜益区、空知郡 (旭川公共職業安定所 及び岩見沢公共職業安 定所の管轄区域を除く。) 樺戸郡のうち新 十津川町、雨竜郡(旭 川公共職業安定所の管 轄区域を除く。)	郡、古平郡	小樽市、余市郡、積丹 市、深川市、石狩市の うち浜益区、空知郡 (旭川公共職業安定所 及び岩見沢公共職業安 定所の管轄区域を除く。) 樺戸郡のうち新 十津川町、雨竜郡(旭 川公共職業安定所の管 轄区域を除く。)	紋別市、紋別郡(北見 公共職業安定所の管轄 区域を除く。)	幌町、津別町、常呂 町、湧別町	幌町、津別町、常呂 町、湧別町	北見市(網走公共職業 安定所の管轄区域を除 く。)、網走郡のうち美 幌町、津別町、常呂 町、湧別町	郡、広尾郡、足寄郡 郡、広尾郡、足寄郡

森 青										東 札幌									
黒石	(十和田)	三沢	川原所	五辺	地野	むつ		弘前	青森	千歳	北札幌	別(江)	東札幌						
黒石市	(十和田市)	三沢市	原市	五所川町	野辺地	上北郡	むつ市	弘前市	青森市	千歳市	東区	札幌市	豊平区	札幌市のうち白石区、	札幌市のうち北区、東	札幌市	札幌市	札幌市	
青森市	いらせ町	北郡のうち六戸町、お	十和田市、三沢市、上	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	(弘前公共職業安定所の管轄区域を除く。)	上北郡	むつ市、下北郡	弘前市、平川市(黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。)、東津軽郡	青森市(黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。)、中津軽郡、南津軽郡(黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。)、北津軽郡のうち板柳町	青森市	千歳市	東区	札幌市	石狩市(滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。)、石狩郡のうち当別町、夕張市、千歳市、恵庭市、夕張郡	札幌市のうち北区、東区、石狩市(滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。)、石狩郡のうち当別町、夕張市、千歳市、恵庭市、夕張郡	札幌市	札幌市	札幌市	
青森市	新屋町松下、新屋	新屋町上沢田、新屋町北	鶴野、新屋町下沢田、	新屋町田川、新屋町松居、新屋町松下、新屋	青森市のうち浪岡、黒石市、平川市のうち新	青森市	青森市	青森市	青森市	千歳市	東区	札幌市	豊平区	札幌市のうち厚別区、清田区、江別市、北広島市、石狩郡のうち新篠津村	札幌市のうち北区、東区、石狩市(滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。)、石狩郡のうち新篠津村	札幌市	札幌市	札幌市	

町松久、新屋町道ノ下、新屋町南鶴野、新屋町村元、小国浅瀬石山、小国川辺、小国川原田、小国館の沢、小国深沢、小国山下、小国横前沢、小国古婦沢、長田沼田、長田野田、長田村下、長田元村、尾上栄松、金屋上元、蒲田一本松、蒲田玉田、蒲田豊田、蒲田稲田、金屋中松元、金屋中早稻田、金屋西松元、金屋上早稻田、金屋下松元、金屋下早稻田、金屋中松元、金屋早瀬石山、蒲田元宮、切明浅瀬石山、蒲田折戸、葛川上の平、葛川唐川平、葛川葛川浅瀬石山、葛川一本木平、葛川大川添、葛川沢、切明温川森、切明塙、切明山下、葛川股、葛川平六沢上、葛川平六村下、葛川家川、猿賀浅井、猿賀森、葛川砂子沢、葛川田の沢口、葛川長小野、猿賀遠林、猿賀富岡、猿賀安田、猿賀平塚、猿賀南田、猿賀南岡、猿賀明堂、猿賀安原、李平上山崎、李平北豊田、李平下安原、李平西豊田、李平

手 岩		
釜石	(沼宮)	盛岡
釜石市	町(岩手)	盛岡市
伊郡	釜石市、遠野市、上閉	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡、南津軽郡のうち田舎館村

城 茨																						
高萩	崎 龍 ケ	大 宮	常 陸	石 岡	常 總	古 河		土 浦	妻 ) ( 下	筑 西	日 立	間 ) ( 笠	水 戸	松 二 本	岡 ) ( 馬 ) 富 相	相 双	川 須 賀	白 河	郡 山	方 ) ( 喜 多		
高萩市	市 龍 ケ 崎	宮 市	常 陸 大	石 岡 市	常 總 市	古 河 市		土 浦 市	市 ) ( 下 妻	筑 西 市	日 立 市	市 ) ( 笠 間	水 戸 市	市 二 本 松	町 ) ( 郡 ) 富 岡 市	市 ) ( 双 葉	市 ) ( 相 馬	市 ) ( 南 相 馬	市 ) ( 須 賀 川	白 河 市	郡 山 市	方 市 ) ( 喜 多 町
高萩市、北茨城市	北相馬郡 の管轄区域を除く。)、 (土浦公共職業安定所	龍ヶ崎市、久慈郡 常陸太田市、小美玉市	稻敷市、稲敷郡 常陸大宮市	石岡市、市、つくばみらい市	常總市、古河市、 守谷市、猿島郡 のうち阿見町	土浦市、つくば市、 すみがうら市、筑西 市、桜川市、結城郡	水戸市、笠間市、 ひたちなか市、那珂市、 東茨城郡、那珂郡	達郡 二本松市、本宮市、安	葉郡、相馬郡 相馬市、南相馬市、双	須賀川市、岩瀬郡、石	川郡 白川郡	白河市、西白河郡、東	郡山市、田村市、田	村郡								

										木 杣	常陸	
										宇都宮	鹿嶋市	
黒磯	日光	小山	原大田	矢板	真岡	足利	佐野	栃木	鹿沼	(那須烏山)	宇都宮	
原市	那須塩	日光市	小山市	市大田原	矢板市	真岡市	足利市	佐野市	栃木市	鹿沼市	市宇都宮	
町、高砂町、弥生町、中央	町、本町、黒磯幸町、錦町、共墾社一丁目、住吉町、豊町、	和、下中野、島方、上中野、笛沼、北和田、	木、木曽畑中、沼野田	原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、	町、若草町、豊浦北	町、北栄町、美原町、玉、島野目、小結、東	黒磯、豊浦、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼	大田原市、那須塩原市	矢板市、さくら市、塩谷郡のうち塩谷町	矢板市、芳賀郡	栃木市、下都賀郡(小山公共職業安定所の管轄区域を除く。)	市宇都宮

玉埼		馬群												
川口	条(中之)	渋川	藤岡	富岡	群馬	沼田	館林	太田	崎	伊勢	桐生	(中)安	高崎	前橋
川口市	条町(吾妻之)	渋川市	藤岡市	富岡市	群馬市	沼田市	館林市	太田市	市	伊勢崎	桐生市	(市)安中	高崎市	前橋市
川口市、蕨市、戸田市	妻郡	渋川市、北群馬郡、吾	藤岡市、甘楽郡	富岡市、利根郡	沼田市、邑楽郡	太田市	伊勢崎市、佐波郡	桐生市、みどり市	く。	、安中市	ち那須町	前橋市	高崎市(藤岡公共職業安定所の管轄区域を除く。)	新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、塩野崎、前弥六、沓掛、塩野崎、屋、塩野崎、北弥六、井、龜山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛、野間、那須郡のうち那須町

										葉 千					
(田) 一 野	松戸 戸	(み) (いす)	茂原 原	佐原	津 木 更	館山	銚子	市川		千葉	越谷	朝霞	草加		
(市) 一 野 田	松戸 戸 市	(み市) (いす)	茂原 原 市	香取市	市 木 更 津	館山市	銚子市	市川市		千葉市	越谷市	朝霞市	草加市		
市、流山市、我孫子市	松戸市、野田市、柏	み市、長生郡、夷隅郡	茂原市、勝浦市、いす	香取市、香取郡	木更津市、君津市、富	館山市、鴨川市、南房	銚子市、旭市、匝瑳市	市川市、浦安市	区域を除く。)	千葉市のうち中央区 (千葉南公共職業安定 所の管轄区域を除く。) 、花見川区、稻毛区、 若葉区、美浜区、四街 道市、八街市、山武 市、山武郡(成田公共 職業安定所及び千葉南 公共職業安定所の管轄 区域を除く。)	越谷市、吉川市、北葛 飾郡のうち松伏町	市、新座市 朝霞市、志木市、和光	草加市、三郷市、八 潮市	本町三丁目、吹上本 町四丁目、吹上本町五 丁目、袋、前砂、南一丁 目、南二丁目、明用	波二丁目、莉原、広 田、吹上、吹上富士見 一丁目、吹上富士見二 丁目、吹上富士見三 丁目、吹上富士見四 丁目、吹上本町一丁目、 吹上本町二丁目、吹上 本町三丁目、吹上本 町四丁目、吹上本町五 丁目、袋、前砂、南一丁 目、南二丁目、明用

川奈神																		
川崎	戸塚	働く(横浜 労)	横浜	横浜	府中	町田	三鷹	青梅	立川	子八王	木場	墨田	働く(河原 労)	足立	王子	池袋	新宿	
川崎区	川崎市 戸塚区	横浜市 区	(横 中	横浜市	府中市	町田市	三鷹市	青梅市	立川市	市八王子	江東区	墨田区	都(東京 足立)足立	東京都	北区	東京都	新宿区	
幸区	川崎市 横浜市	横浜市 のうち 川崎区、 横浜市 のうち 戸塚区、 横谷区、 栄区、 泉区	区、 港南区、 旭区	横浜市 のうち 神奈川 区、西 区、中 区、南 区、保 土ヶ谷 区、磯 子	市、多 摩市、 府中市、 東京市	市、調 布市、 稲城市	三鷹市、 武藏野市、 清 瀬市、東 久留米市、 西 多 摩郡	青梅市、 福生市、 あきる野 市、羽 村	立川市、 昭島市、 小金井市、 小平市、 東村山市、 国分寺市、 國立市、 東大和市、 武藏村山市	八王子市、 日野市	江戸川区、 江東区	墨田区、 葛飾区		足立区、 荒川区	北区	豊島区、 馬区	中野区、 板橋区、 練区	新宿区

川石				山富								新津				柏崎		三条							
白山	加賀	咲(羽)	七尾	小松	幡(津)	金沢	滑川	水見	部(小矢)	砺波	魚津	高岡	富山	村上	佐渡	出(小)	沼南魚	巻	川糸魚	町十日	新発	柏崎市	三条市		
白山市	加賀市	市(羽咲)	七尾市	小松市	町(河北津幡)	金沢市	滑川市	水見市	部(市)	砺波市	魚津市	高岡市	富山市	村上市	佐渡市	市(魚沼)	南魚沼	西蒲区	新潟市	市(糸魚川)	十日町	新発田	柏崎市	三条市	
白山市、野々市市	加賀市	郡、鹿島郡	七尾市、羽咲市、羽咋	小郡	北郡	金沢市、中新川郡	滑川市、中新川郡	水見市	砺市	砺波市、小矢部市、南	魚津市、黒部市、下新	高岡市、射水市	富山市	村上市、岩船郡	佐渡市	魚沼郡	魚沼市、南魚沼市、南	燕市、西蒲原郡	新潟市(うち西蒲区、	新潟市	原郡	胎内市、北蒲原郡	新田市、阿賀野市、	柏崎市、三島郡、刈羽郡	三条市、加茂市、見附

梨山					井福										
(留)都	吉田富士	鰍沢	塩山	甲府	小浜	敦賀	三国	大野	武生	福井	(登)能	輪島			
(市)都留	田市富士吉	川町富士吉	南巨摩	甲州市	小浜市	敦賀市	坂井市	大野市	越前市	福井市	(町)鳳珠	輪島市			
都留郡、北都留郡	大月市、都留市、富士吉田市、上野原市、南	西八代郡、南巨摩郡	塩山市、甲州市	山梨市、甲州市	小浜市、大飯郡、三方上中郡（敦賀公共職業安定所の管轄区域を除く。）	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡	常神遊子、小川、神仙子、	野、能登野、横渡、井崎、岩屋、田上、東黒田、相田、藤井、南前川、北前川、佐古、田名、向笠、鳥浜、中央、館川、三方、気山、上瀬、生倉、出、田井、島の内、海山、世久見、塩坂越、	敦賀市、三方郡、三方上中郡若狭町のうち倉見、白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、岩屋、田上、東黒田、相田、藤井、南前川、北前川、佐古、田名、向笠、鳥浜、中央、館川、三方、気山、上瀬、生倉、出、田井、島の内、海山、世久見、塩坂越、	大野市、勝山市あわら市、坂井市（福井公共職業安定所の管轄区域を除く。）	郡、南条郡、丹生郡	福井市、坂井市、越前市、今立町、吉田郡	福井市、坂井市、越前市、今立町、吉田郡	福井市、坂井市、勝山市あわら市、坂井市（福井公共職業安定所の管轄区域を除く。）	輪島市、珠郡

岐阜										
大垣	岐阜	谷) (岡	諏訪	須坂	大町	諸) (小	佐久	福島	木曾	飯山
大垣市	岐阜市	市) (岡谷	諏訪市	須坂市	大町市	(小諸	佐久市	木曾町	木曾郡	飯山市
揖斐郡	大垣市、郡、不破郡、安八郡、	市、本巢郡、	市、諏訪郡	岡谷市、諏訪市、茅野	須坂市、長野市、うぢ若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡	大町市、北安曇郡	久郡、北佐久郡	小諸市、佐久市、南佐曾郡	塩尻市、うち贊川、木曾平沢、奈良井、木	市、埴科郡

岡 静																					
島田	宮富士	掛川	東)(伊	三島	清水	場)(御殿	沼津	北)(浜	江)(細	浜松	静岡	加茂	美濃	八幡	(岐阜	関	惠那	川中津	見多治	斐)(揖	
島田市	市富士宮	掛川市	市)(伊東	三島市	清水区	静岡市	場市)(御殿	沼津市	区)(浜松	市浜名	中央区	駿河区	静岡市	茂市	美濃加	市)(郡上	関市	惠那市	市中津川	市多治見	郡揖斐(揖斐町)
原郡	島田市、牧之原市、榛	富士宮市	掛川市、御前崎市、菊	市、田方郡	熱海市、三島市、伊東市、伊豆市、伊豆の国	静岡市のうち清水区	野市、駿東郡	沼津市、御殿場市、裾				く。)	静岡市、浜松市、湖西市	美濃加茂市、下呂市、うち金山町、加茂郡	静岡市(清水公共職業安定所の管轄区域を除く。)	関市、美濃市、郡上市	惠那市	中津川市	市、可兒市、可兒郡	岐市、瑞浪市、土	

都 京		賀 滋										重 三								
伏見	七条 京都 部	( 園	西陣 都	京 都	草津	甲賀	江	東 近	彦根	長浜	島 ( 高	大津 鈴鹿	野 ( 熊	尾鷲 伊賀	桑名 伊賀市	松阪	津	伊勢 市	四 日	
伏見区	京都市	下京区	京都市	上京区	京都市	草津市	甲賀市	市	東近江	彦根市	長浜市 ( 高島 市)	大津市 鈴鹿市	野 ( 熊野	尾鷲市 伊賀市	桑名市 伊賀市	松阪市	津市	伊勢市	四日市	
八幡市	京都市	京都市のうち伏見区、 乙訓郡	京都市のうち下京区、 南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市	京都市のうち上京区、北区、左京区、中京区、右京区、西京区、龟岡市、南丹市、船井郡	市、野洲市	草津市、守山市、栗東市、蒲生郡	甲贺市、湖南市	市	近江八幡市、東近江市、守山市、栗東市	彦根市、愛知郡、犬上郡	長浜市、米原市	大津市、高島市	鈴鹿市、龜山市	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡、度会郡のうち大紀町錦	名張市、伊賀市	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡のうち朝日町	松阪市、多氣郡	津市	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡(尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。)	四日市市、三重郡(桑名公共職業安定所の管轄区域を除く。)

庫兵																				
（神勞）港戸	神戸	門真	長野	河内	茨木	野泉佐	枚方	寺藤井	津泉大	池田	田岸和	堺	布施	淀川	労働りんい	野阿倍				
区市（神中央戸	中央区	神戸市	門真市	野市	河内長	茨木市	市泉佐野	枚方市	市藤井寺	市泉大津	池田市	市岸和田	堺市	東大阪	大阪市	西成区	大阪市	区阿倍野	大阪市	
く）、三田市	市、四條畷市	守口市、大東市、門真	内郡	市、三島郡	茨木市、高槻市、摂津	市、河内長野市、富田林	市、大阪狭山市、南河	市、泉佐野市、泉南市、阪	野市	枚方市、寝屋川市、交	柏原市、藤井寺市	石市、泉北郡	市、豊能郡	池田市、豊中市、箕面	岸和田市、貝塚市	堺市	東大阪市、八尾市	平野区	大阪市、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、東大阪市、吹田市	区、平野区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区
安定所及び西神公共職業安定所の管轄区域を除く。	神戸市（灘公共職業安定所、明石公共職業安定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	定所、明石公共職業安	区、平野区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区		

明石	伊丹	川加古	姫路	西宮	尼崎		灘田(三)
明石市	伊丹市	市加古川	姫路市	西宮市	尼崎市		灘区(三田市)
南別府、宮下、持子、	伊丹市	古郡	姫路市(龍野公共職業安定所の管轄区域を除く。)、神崎郡、揖保郡	塚市	西宮市、芦屋市、宝塚市	尼崎市	神戸市(うち東灘区、中央区のうち旭通、吾妻通、生田町、磯上通、磯辺通、小野柄通、小野浜町、籠池通、上筒井通、神若通、北本町通、国香通、雲井通、熊内町、熊内橋通、御幸通、琴ノ緒町、坂口通、東雲通、神仙寺通、大日通、筒井町、中尾町、中島通、「二宮町」、布引町、野崎通、旗塚通、八幡通、浜辺通、日暮通、葺合町、真砂通、八南本町通、宮本通、八雲通、若菜通、脇浜海岸通、脇浜町、割塚通
伊丹市	伊丹市	川西市、川	伊丹市、高砂市、加古川市、高砂市、加古郡	伊丹市、川西市、川	伊丹市、川西市、川	伊丹市、川西市、川	伊丹市、川西市、川

良奈												
高田和	奈良	西神	穗(赤)生(相)	龍野	山(篠)	柏原(篠)	洲本	西脇	鹿(和)住(八)	住(香)	豊岡	
田市和高	奈良市	西区	市(赤)市(穂)生(相)	市たつの	市篠山(丹波)	丹波市	洲本市	西脇市	市(朝来)	市(朝来)	豊岡市	
市、北葛城郡、高市郡	市、山辺郡	奈良市、天理市、生駒	神戸市西区(明石公共職業安定所の管轄区域を除く)、三木市	姫路市のうち安富町安志、安富町植木野、安富町塙野、安富町未広、安富町瀬川、安富町閔、安富町狭戸、安富町朽原、安富町長野、安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、赤穂郡、佐用郡	淡路市	丹波篠山市、丹波市	洲本市、南あわじ市、市、加東市、多可郡	西脇市、小野市、加西	市、加東市、多可郡	市、美方面	豊岡市、養父市、朝来	市、美方面

		山歌和					
田辺	本 （ 一串	新宮	山和 歌	郡山 大和 和	下市	桜井	
田辺市	本 町 妻 郡 串 牟	新宮市	市和 歌山	山市 大和 郡	下市 町 吉野 郡	桜井市	
轄区域を除く。）	田辺市（新宮公共職業安定所の管轄区域を除く。）、日高郡のうちみなべ町、西牟婁郡（新宮公共職業安定所の管	田辺市のうち本宮町伏見、本宮町三越、本宮町一本松、本宮町大居、本宮町上切原、本宮町切畠、本宮町土河屋、本宮町本宮、本宮町渡瀬、本宮町湯峯、本宮町下湯川、本宮町曲川、本宮町檜葉、本宮町小々森、本宮町皆地、本宮町武住、本宮町大瀬、本宮町久保野、本宮町平治川、本宮町大津荷、本宮町請川、本宮町耳打、本宮町皆瀬川、本宮町川湯、本宮町田代、本宮町上大野、本宮町東和田、本宮町静川、本宮町蓑尾谷、本宮町野竹、本宮町高山、本宮町小津荷、本宮町津荷谷、新宮市、西牟婁郡のうちすさみ町、東牟	和歌山市、紀の川市、岩出市	和歌山市、紀の川市、大和郡山市、生駒郡	大和郡山市、生駒郡	五條市、吉野郡（桜井郡、宇陀郡、吉野郡の公共職業安定所の管轄区域を除く。）うち東吉野村	

山岡		根島										取鳥									
作	(美)	津山	岡山	大田	石見	雲南	益田	出雲	本(川)	浜田	来(安)	(隠岐の島)	松江	倉吉	雨(根)	米子	鳥取	橋本	海南	湯浅	御坊
市	(美作)	津山市	岡山市	北区	大田市	雲南市	益田市	出雲市	町(邑川本智)	浜田市	市(安来)	町の島	松江市	倉吉市	町(日野)	米子市	鳥取市	橋本市	海南市	湯浅町	御坊市
郡	米郡	勝田郡、英田郡、久	津山市、真庭市、美作市、眞庭郡、苦田郡	岡山市	大田市	石郡	雲南市、仁多郡、飯	益田市、鹿足郡	出雲市	智郡	浜田市、江津市、邑	岐郡	倉吉市、東伯郡	郡(日野郡)	米子市、境港市、西伯郡	鳥取市、岩美郡、八	橋本市、伊都郡	海南市、海草郡	有田郡	御坊市、日高郡(田辺区域を除く。)	

島 広												倉 敷			倉 敷 市			倉 敷 市、 総 社 市、 都 郡															
高 田 (安 芸)		三 次		三 原		福 山		尾 道		吳 原		原 (竹 条)		廣 島		廣 島		寺 西 大		笠 岡		見 ) ( 新		高 梁		前 ) ( 備		和 気		玉 野 島		( 社 児 ) ( 中 央 総 敷	
市) 高 田 (安 芸)	市) 高 田 (安 芸)	市) 三 次 市	市) 三 原 市	市) 福 山 市	市) 尾 道 市	市) 吳 市	市) 原 (竹 原)	市) 東 广 島	市) 广 島 市	市) 中 区	市) 广 島 市	市) 東 区	市) 岡 山 市	市) 笠 岡 市	市) 岩 山 市	市) 戸 内 市	市) 广 島 市	市) 安 定 所	市) 共 职 業 安 定 所 及 び 广 島 東 公 業 安 定 所	市) 共 职 業 安 定 所 の 管 轄 区 域 を 除 く )	西	山、 北、 岐 谷、 宫 地、	高 梁 市	高 梁 市	前 ) ( 備	和 気 町	玉 野 市	玉 野 市	玉 野 市	玉 野 市			
高 田 市	高 田 市	三 次 市、 庄 原 市、 安 芸	三 原 市	福 山 市	尾 道 市、 世 罗 郡	吳 市、 江 田 島 市	田 郡	竹 原 市、 東 广 島 市、 豊	广 島 市	安 定 所、 廿 日 市 公 共 职 業 安 定 所 及 び 广 島 東 公 業 安 定 所	共 职 業 安 定 所 及 び 广 島 東 公 業 安 定 所	市) 浅 口 郡	市) 小 田 郡	市) 井 原 市、 浅 口	市) 篠 岡 市、 井 原 市、 浅 口	市) 岩 山 市 の う ち 東 区 、 濑	市) 戸 内 市	广 島 市 ( 司 部 公 共 职 業 安 定 所 、 廿 日 市 公 共 职 業 安 定 所 及 び 广 島 東 公 業 安 定 所 )	高 梁 市、 新 見 市、 加 賀 郡 吉 備 中 央 町 の う ち 上 竹 、 納 地 、 竹 荘 、 豊 野 、 黑 土 、 田 土 、 湯 山 、 吉 川 ( 字 日 ノ へ 七 五 一 八 番 、 字 日 ノ へ 七 五 九 番 、 字 長 坂 七 五 二〇 番 を 除 く ) 、 黒	高 梁 市	高 梁 市	前 ) ( 備	和 気 町	玉 野 市	玉 野 市	玉 野 市	玉 野 市						

岡 福			知 高						媛 愛								
田 大 牟	飯塚	中央福岡	いの	安芸	十四万	須崎	(美)	高知	大洲	中央	四国	西条	浜 新居	島 宇和	浜 八幡	今治	松山
市 大牟田	飯塚市	中央区	いの町	吾川郡	安芸市	市四万十	須崎市	高知市	大洲市	央市	四国中	西条市	市新居浜	市宇和島	市八幡浜	今治市	松山市
やま市	穂郡	飯塚市、穂郡	福岡市、中央区、町、志免町、須恵町	福岡市、中央区、南区のうち那の川一丁目、城南区、早良区、糟屋郡のうち宇美町、志免町、須恵町	高知市のうち春野町、土佐市、吾川郡(須崎公共職業安定所の管轄区域を除く)、高岡郡のうち日高村	高知市のうち春野町、土佐市、吾川郡(須崎公共職業安定所の管轄区域を除く)、高岡郡のうち日高村	須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡(いの公共職業安定所の管轄区域を除く)、南国市、香南市、香美市、長岡郡、土佐郡	須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡(いの公共職業安定所の管轄区域を除く)、南国市、香南市、香美市、長岡郡、土佐郡	大洲市、喜多郡	西条市	西条市	西条市	宇和島市、北宇和郡、宇和郡	宇和島市、北宇和郡、宇和郡	宇和島市、北宇和郡、宇和郡	八幡浜市、西予市、西除く)、越智郡	松山市、伊予郡、上浮穴郡

西福岡	南福岡	朝倉	八女	東福岡	前(豊)	行橋	田川	直方	司(門)	小倉	川(大)	米久留	烟(戸)	松(若)	八幡
西区 福岡市	春日市	朝倉市	八女市	東区 福岡市	市(豊前)	行橋市	田川市	直方市	司(市区)	北九州市門	市(大川)	市久留米	烟(戸)	松(区)	北九州 市八幡 市若
島市	福岡市のうち西区、糸 河川市	福岡市のうち朝倉郡 野城市、太宰府市、那大	女郡 朝倉市、朝倉郡 筑紫野市、春日市、大	八女市、筑後市、八 の管轄区域を除く。(福 岡中央公共職業安定所 の管轄区域を除く。)	福岡市のうち東区、宗 像市、古賀市、福津 市、糟屋郡(福岡中央 公共職業安定所の管轄 区域を除く。)	郡、築上郡 行橋市、豊前市、京都	田川市、田川郡	直方市、宮若市、鞍 手郡		北九州市のうち門司 区、小倉北区、小倉 南区	北九州市のうち門司 区、小倉北区、小倉 南区	郡、三潴郡 都市、うきは市、三井 郡、久留米市、大川市、小 倉北区、大川市、小倉 北区、うきは市、三井 郡、久留米市、大川市、小 倉北区、大川市、小倉 南区			北九州市のうち若松 区、戸畠区、八幡東 区、八幡西区、中間 市、遠賀郡

本熊				崎長								賀佐								
菊池	八代	城 (上益)	熊本	岐 ( 壹)	対馬	五島	江迎	島原	大村	諫早	保佐 世	海 ( 西)	長崎	鹿島	鳥栖	里伊 万	武雄	唐津	佐賀	
菊池市	八代市	船町 (上益)	中央区	熊本市	市 ( 壹岐)	対馬市	五島市	市 佐世保	島原市	大村市	諫早市	市 佐世保	市 ( 西海)	長崎市	鹿島市	鳥栖市	市 伊万里	武雄市	唐津市	佐賀市
合志市、菊池郡	八代市、八代郡	熊本市北区のうち植木町、山鹿市、菊池市、西原村、上益城郡	熊本市(菊池公共職業安定所及び宇城公共職業安定所の管轄区域を除く)、阿蘇郡のうち	熊本市(菊池公共職業安定所の管轄区域を除く)、阿蘇郡のうち	対馬市、壹岐市	五島市、南松浦郡	松浦市	佐世保市、東彼杵郡	島原市、南島原市	大村市、東彼杵郡	諫早市、雲仙市	佐世保市(江迎公共職業安定所の管轄区域を除く)、北松浦郡のうち小值賀町、佐々町	杵郡	長崎市、西海市、西彼杵郡	鳥栖市、神埼郡、三養基郡	伊万里市、西松浦郡	佐賀市、多久市、小城	市、神埼市	唐津市、東松浦郡	佐賀市

労働職業紹介及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例 一 労働職業紹介に関する管轄区域の特例 第七百九十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項（日雇港湾労働者）	繩 沖													霧島市 （伊佐市）		
	山八重	宮古	名護	沖縄	那覇	指宿	（（徳名瀬之島）	出水	大隅	伊集院	田加世口					
	石垣市	市宮古島	名護市	沖縄市	那覇市	指宿市	奄美市（大島郡之）	曾於市	日置市	南さつま市	枕崎市、南さつま市、南九州市（指宿公共職業安定所の管轄区域を除く。）	野市	日置市、いちき串木野市	霧島市、伊佐市、姶良郡		
	石垣市	宮古島市、八重山郡	屋村	沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町のうち金武町、宜野座村、恩納村、名護市、国頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡のうち伊是名村、伊平屋村	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町のうち金武町、宜野座村、恩納村、名護市、国頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡のうち伊是名村、伊平屋村	指宿市、南九州市のうち穂帷町	奄美市、大島郡	阿久根市、出水市、出水市	曾於市、志布志市、曾於郡	日置市、いちき串木野市	枕崎市、南さつま市、南九州市（指宿公共職業安定所の管轄区域を除く。）	野市	日置市、いちき串木野市	霧島市、伊佐市、姶良郡		

労働職業紹介及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例  
一 労働職業紹介に関する管轄区域の特例  
第七百九十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項（日雇港湾労働者）

公共職業安定所名	管轄区域	上野						大阪港労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例により定めがある場合を除く。
		立川	足立	品川	横浜	安定期、四日市公共職業安定所、松阪公共職業安定所及び第六号に掲げる事項に関する事務についての上野公共職業安定所、品川公共職業安定所、足立公共職業安定所、立川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、川崎公共職業安定所及び第六号に掲げる事項に関する事務についての大阪市うち都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、北区、中央区千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、青ヶ島村、台東区、港区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区、八王子市、日野市、立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武藏村山市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、三鷹市、武藏野市、清瀬市、東久留米市、西東京市、町田市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稻城市、横浜市のうち神奈川区、西区、中区、南		

品川	管轄区域	二　港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄 区域の特例	京都七条	松阪	四日市	川崎
公共職業安定所名	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	第七百九十三条第二項第一号、第二号（日雇労働者の募集の監督に関する事項に限る。）、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項（港湾労働者に係る事項に限る。）についての品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所及び神戸公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。	横浜市のうち鶴見区、川崎市、横浜市、亀岡市、南丹市、船井郡、長岡京市、向日市、乙訓郡、八幡市、氣郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。）、松阪市、多気郡、員弁郡	泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡	賀市（うち船越町、田浦町、田浦大作町、田浦町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡	都筑区、金沢区、横須賀市のうち船越町、田浦町、田浦大作町、田浦町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡
公共職業安定所名	品川	二　港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄 区域の特例	京都七条	松阪	四日市	川崎

